

資料編

[illegible]

資料編

横川ダム建設により移転した市野々、下叶水は、小国町の東部地区に属し横川、滝川、大石沢川沿いに七集落が点在していました。

東部地区の自然条件、人口・世帯、産業などの変遷を平成十二年まで町勢要覧より抜粋しました。

また、市野々、下叶水に伝わる集落の決め事や起源を記した文書等を載せました。

なお、これらの資料は公民館や寺、神社に保管されていたもの、あるいは各家で保存されていたものを借用しました。

移転から十年余が経ち集落が解散したことや、保管場所の寺が大正時代に火災に遭った状況の下、収集できたものをここに掲載しました。

横川上流域の概要

- (1) 横川上流域の範囲と生活圏
- (2) 自然条件
- (3) 人口、世帯
- (4) 土地
- (5) 産業
- (6) 交通
- (7) 教育文化
- (8) 遺跡にみる市野々・下叶水の古代・中世

集落に伝わる文書

- 1 市野々沿革誌
- 2 市野々諸規定書
- 3 大字会決議台帳（抜粋）
- 4 市野々契約決議録（抜粋）
- 5 飛泉寺沿革誌
- 6 熊野神社略記
- 7 市野々下叶水郷倉組合報恩備荒田設置規約
- 8 郷倉並報恩備荒田創設ノ趣旨
- 9 市野々下叶水郷倉組合規約
- 10 市野々下叶水の地名
- 11 市野々分校の沿革

横川上流の概要

(1) 横川上流域の範囲と生活圏

横川上流地域とは、飯豊山系を源流とする横川に沿って点在する市野々、下叶水、上叶水、下大石沢、上大石沢、新股、河原角、滝の8集落をさす。

小国町の生活圏構想によると、この地域は上叶水を拠点集落とする一次生活圏として位置づけている。

上叶水集落には、小中学校や児童館をはじめ、置賜森林管理

署叶水森林事務所、小国警察署東部駐在所、簡易郵便局、JA山形おきたま叶水支店、叶水基幹集落センターなどがある。昭和45年に西滝、東滝の2集落36戸が、翌46年には高野、赤沢、豆納の3集落9戸が集落再編成により挙家離村をしている。また、平成3年から平成4年にかけて、横川ダムの建設により、市野々、下叶水、上叶水から、34戸が移転している。

(2) 自然条件

拠点集落の上叶水は、小国町の東南に位置し、国道113号の箱ノ口地内より主要地方道川西・小国線を約8km程入る。町中心部にある役場までは18km、時間距離にして20分である。

小国東部地域面積は111.49km²で、小国町全体の15.1%を占める。標高は、市野々の253mから東滝の360mで、小国町市街地の標高137mと比較し約2倍の標高である。拠点集落の上叶水から各集落までの距離はほぼ4km以内にある。夏山冬里で生活している滝集落までは8.8kmである。

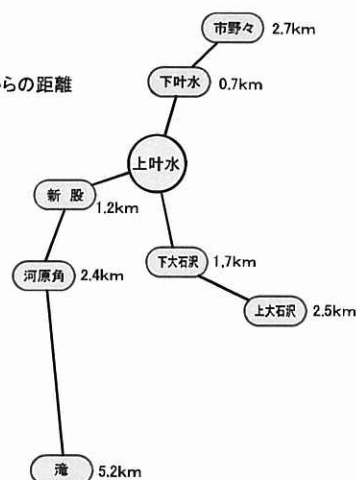
当地域は、小国町の中でも多雪地帯に属し、上叶水集落では平成13年2月13日に町内最大積雪深4.20mを記録している。

さらに標高の高い、大石沢や川原角では通常上叶水集落を50cm位上回る積雪となる。

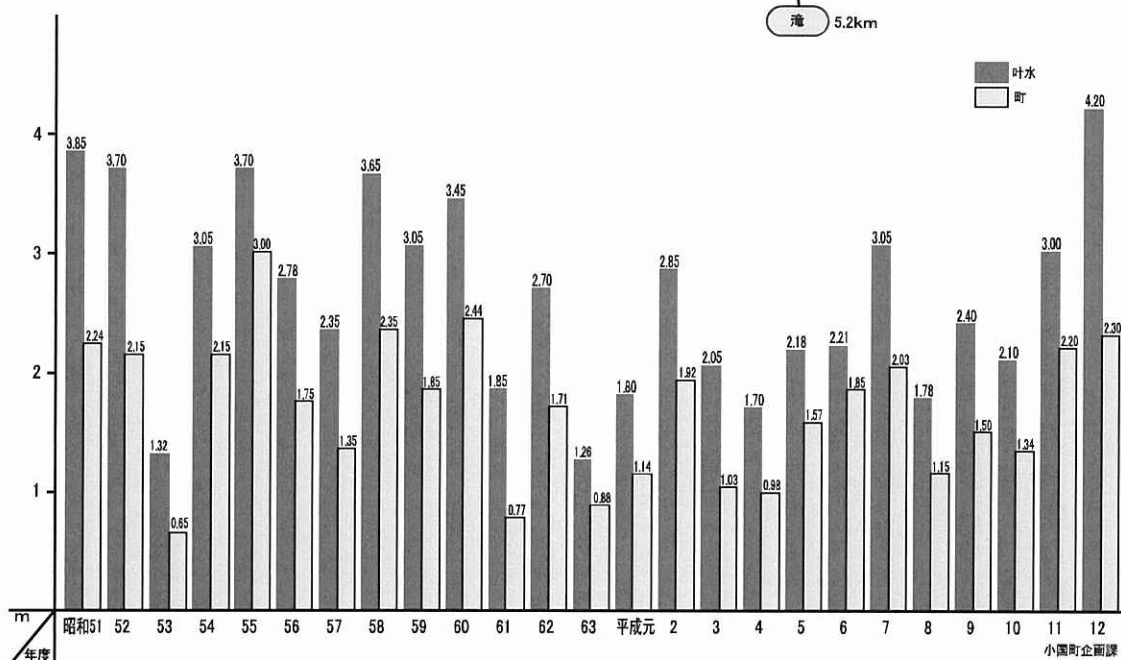
◆集落別標高

集落名	市野々	下叶水	上叶水	下大石沢	胡桃平	新股	河原角	滝	町の市街地
標高(m)	253	260	276	306	320	292	312	360	137

◆上叶水集落からの距離



◆最大積雪深グラフ



(3) 人口、世帯

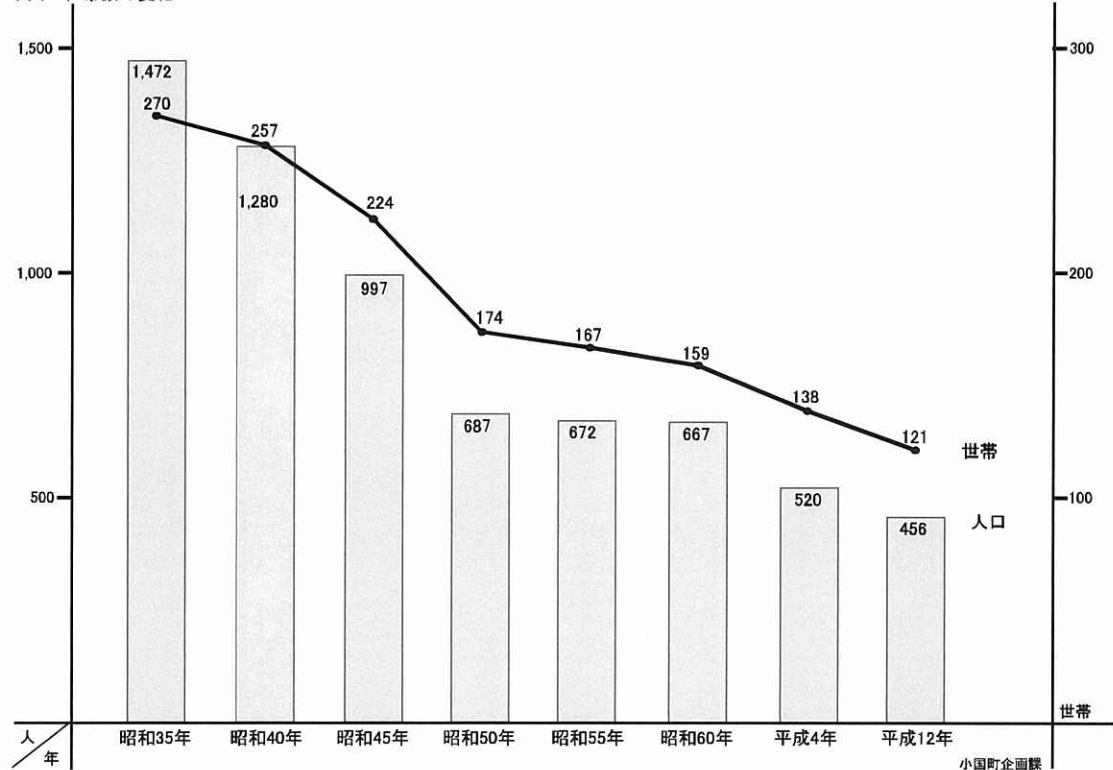
地域の人口は、昭和35年の1,472人をピークに著減し、平成12年の時点で445人（昭和35年に比し30.2%）となっている。とくに、昭和45年西滝、東滝の2集落36戸、翌46年上大石沢のうち高野、赤沢、豆納の3集落9戸が集落の再編成により挙家離村しているのが、減少の主因の一つといえる。また、平成3年から平成4年にかけて、横川ダム建設により、市野々・下叶水・上叶水の一部34戸が移転したため、平成4年時点の総人口が昭和60年に比して22.0%減少している。集落別の人口では、昭和60年の時点で、市野々（△71.6%）、下叶水（△60.5%）の減少がめだっており、平成12年には、す

べての集落で、昭和35年と比較して、ほぼ半数がそれ以下に減少している。

世帯数も、昭和35年の270世帯から平成12年には121世帯（△44%）に減少している。

特徴的なのは、全体的に人口が減少しているなか、老人だけの世帯が増加の傾向にあり、平成12年度末において25世帯（15.4%）で、小国町全体の老人世帯数の割合（11.9%）と比べ、その割合が高い。中でも、滝集落は全世帯が老人世帯である。（注：老人世帯とは、男性65歳、女性60歳以上の夫婦のみの世帯である）

◆人口世帯数の変化



◆横川上流域と小国町の人口・世帯数の推移

	横川上流域		小国町	
	人口	世帯数	人口	世帯数
昭和35年	1,472	270	17,787	3,520
昭和40年	1,280	257	15,983	3,589
昭和45年	997	224	13,999	3,447
昭和50年	687	174	12,649	3,345
昭和55年	672	167	12,221	3,325
昭和60年	667	159	12,096	3,337
平成4年	520	138	11,199	3,231
平成12年	456	121	10,508	3,243

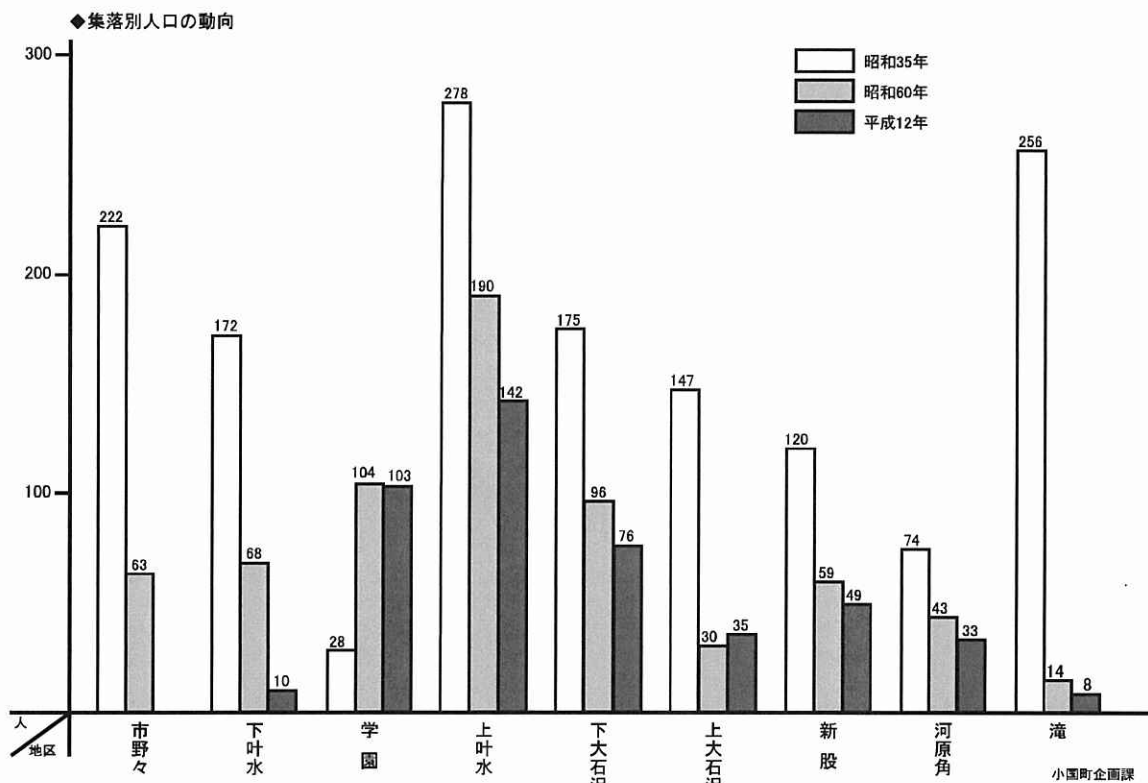
小国町企画・町民課

◆老人世帯数の割合

集落名	平成12年度末		
	総世帯数	老人世帯数	比率(%)
市野々	—	—	—
下叶水	2	0	0.0
学園	20	4	20.0
上叶水	40	7	17.5
下大石沢	25	7	28.0
上大石沢	9	0	0.0
新股	13	2	15.4
河原角	8	1	12.5
滝	4	4	100.0
計	121	25	20.7
町	3,243	387	11.9

小国町企画課

横川上流の概要



◆集落別人口・世帯数の推移

集落名	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成12年	
	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
市野々	41	222	38	174	30	113	23	74	19	72	15	63	.	.
下叶水	27	172	25	120	21	93	16	70	16	67	16	68	2	10
学園	3	28	11	61	10	66	13	86	16	97	15	104	20	103
上叶水	58	278	57	247	55	220	52	183	53	194	51	190	40	142
下大石沢	34	175	33	155	27	132	28	109	26	93	25	96	25	76
上大石沢	27	147	27	117	20	86	10	35	7	26	7	30	9	35
新股	19	120	20	117	16	86	13	66	15	64	14	59	13	49
河原角	11	74	11	63	10	49	10	45	8	47	8	43	8	33
滝	50	256	35	226	35	152	9	19	7	12	8	14	4	8
計	270	1472	257	1280	224	997	174	687	167	672	159	667	121	456

小国町企画課

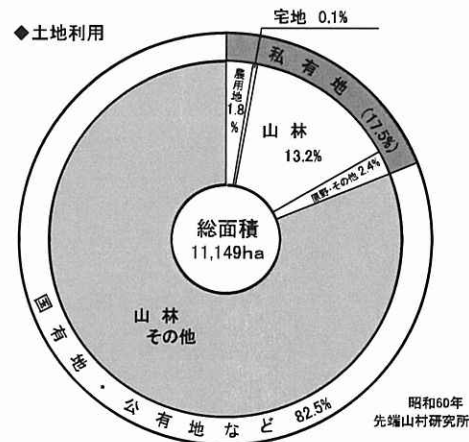
(4) 土地

当地域の土地面積は11,149haで、うち私有地が1,954ha (17.5%)である。

その他は国有地と公有地 (82.5%) で占められている。

私有地のうち、農用地は田が152ha、畑が48haで合計200haである。

この他、宅地12ha、山林1,469ha、原野その他が273haとなっている。



(5) 産業

①産業別就業人口

就業人口は、昭和60年には340人で、総人口に占める割合は50.97%となっている。

これを産業別にみると、第1次産業が177人(52.1%)、第2次産業が83人(24.4%)、第3次産業が80人(23.5%)で

ある。

これを町全体の割合からみると、第1次産業の占める比率が高く、反面、第2次、第3次産業の比率が低くなっている。

◆産業別就業人口

横川上流地域 (昭和60年)	第1次産業 (52.1%)	第2次産業 (24.4%)	第3次産業 (23.5%)
町全体 (昭和60年)	(25.5%)	(43.6%)	(30.9%)
町全体 (平成7年)	(11.0%)	(49.6%)	(39.4%)

先端山村研究所
小国町企画課

◆集落別農業経営の現状

集落名		農家戸数 (戸)	経営耕地面積(㍖)			和牛飼育	
			田	畑	計	戸数	頭数
市野々	昭和60年	12	1,000	136	1,136	3	15
	平成12年	0	—	—	—	—	—
下叶水	昭和60年	13	1,985	121	2,106	9	27
	平成12年	2	745	55	800	—	—
上叶水	昭和60年	30	3,704	273	3,977	4	32
	平成12年	14	2,119	114	2,233	2	20
下大石沢	昭和60年	21	1,646	332	1,978	3	19
	平成12年	14	1,417	101	1,518	1	4
上大石沢	昭和60年	7	643	110	753	1	10
	平成12年	5	797	49	846	—	—
新股	昭和60年	13	1,909	648	2,557	8	53
	平成12年	11	2,007	186	2,193	1	1
河原角	昭和60年	7	1,150	51	1,201	—	—
	平成12年	6	2,776	90	2,866	—	—
滝	昭和60年	4	314	11	325	—	—
	平成12年	3	167	22	189	—	—
計	昭和60年	107	12,351	1,682	14,033	28	156
	平成12年	55	10,028	617	10,645	4	25

先端山村研究所
小国町企画課
2000年農林業センサス

昭和50年代に入り、地域のすぐれた条件や特性を活かし、わらび園の造成など新たな山村農業への取り組みもみられるようになってきた。

横川上流域には、観光わらび園があり、わらび園への入込は

現在5,019人(平成12年度)を数え、その80%が県外客である。そのようなことから、観光わらび園は農家所得を助けているのみならず、地域の活性化に大きな役割を果たしている。

◆わらび採取園の利用状況

わらび園名	面積 (ha)	収容人数 (人)	小国町からの 距離(km)	入込者数(人)		
				県内	県外	計
新股	40	250	20.9	210	840	1,050
河原角	60	500	23.4	500	1,660	2,160
下大石沢	13	180	21.4	312	660	972
豊里	10	200	20.9	0	837	837
合 計	123	1,130	—	1,022	3,997	5,019

小国町企画課
小国町観光協会

横川上流の概要

(6) 交通

道路交通施設としては、幹線となっている主要地方道川西・小国線が地域を縦貫して国道113号と結んでいる。

その他、県道2路線、町道15路線がある。

冬季交通は、全集落まで確保され、安住条件が整っている。

公共交通としては、町営バスが1日2往復、一年を通して運行している。

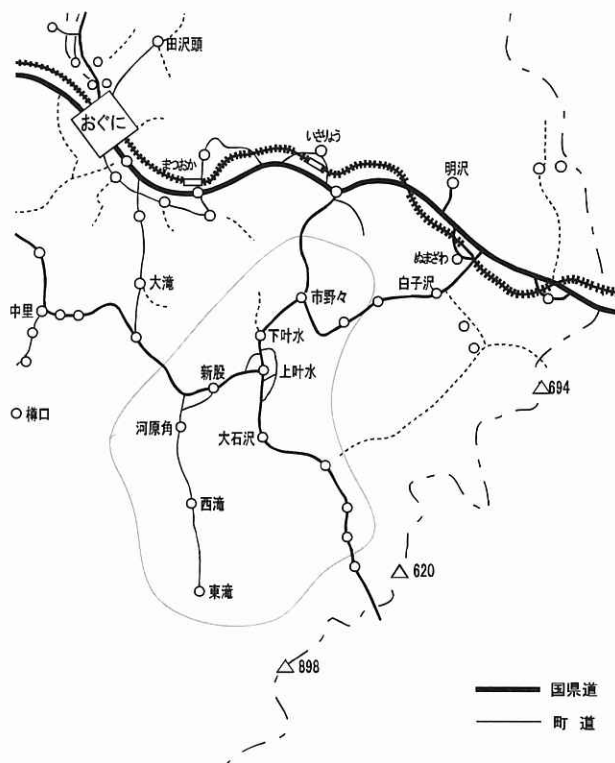
◆町営バス利用者の推移

(単位:人)		
	利用者	一日当たり利用者数
平成元年	11,802	32
平成2年	15,010	41
平成3年	19,070	52
平成4年	18,288	50
平成5年	14,348	39
平成6年	14,196	39
平成7年	48,449	133
平成8年	47,383	130
平成9年	50,626	139
平成10年	54,914	150
平成11年	62,622	172
平成12年	63,316	173

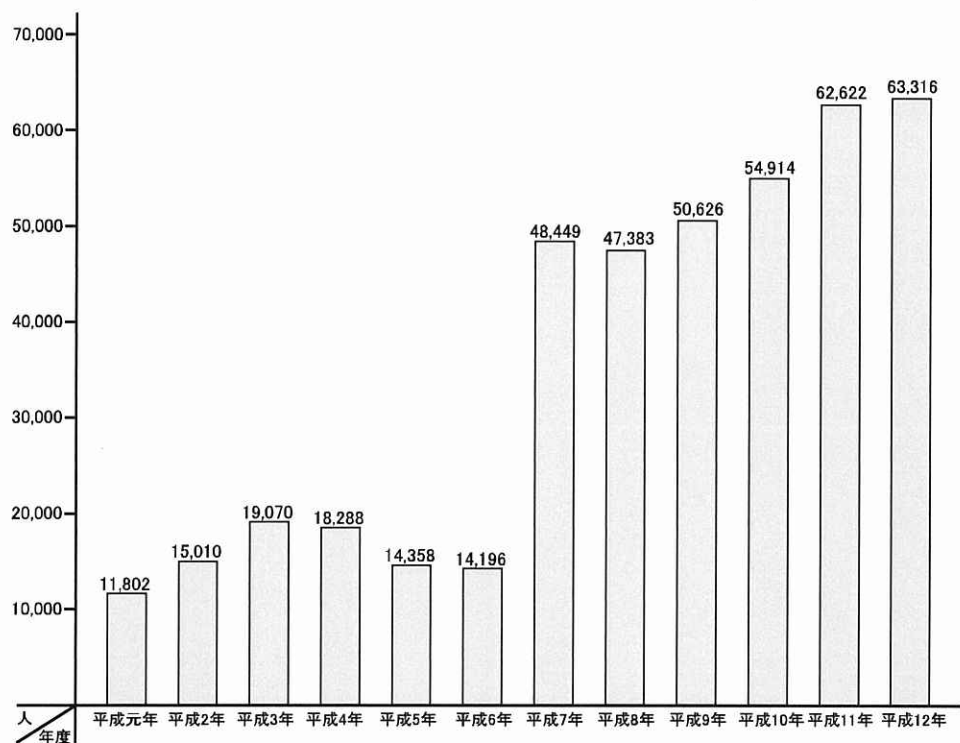
※昭和63年度から通年運行

※平成7年度は、JRバスが撤退したため町営バスの利用者が増えた。

町民課



◆町営バス年間利用者数



(7) 教育文化

① 学校教育

上叶水集落に叶水小中学校(併設校)が設置されている。

叶水小中学校の児童生徒数は、昭和40年の263名から昭和60年には43名に、そして平成13年現在は30名に激減している。昭和40年から平成4年までの間、西滝分校、上大石沢分校、市野々分校、河原角冬季分校が児童・生徒数の減少によって閉校されている。

横川ダム建設に伴う、市野々、下叶水、上叶水の一部の移転の影響もあり、平成13年現在、児童・生徒数は30名となっている。

さらに、上叶水には私立のキリスト教独立学園高等学校が設置されており、地元出身者のほか全国各地から全寮制で学ん

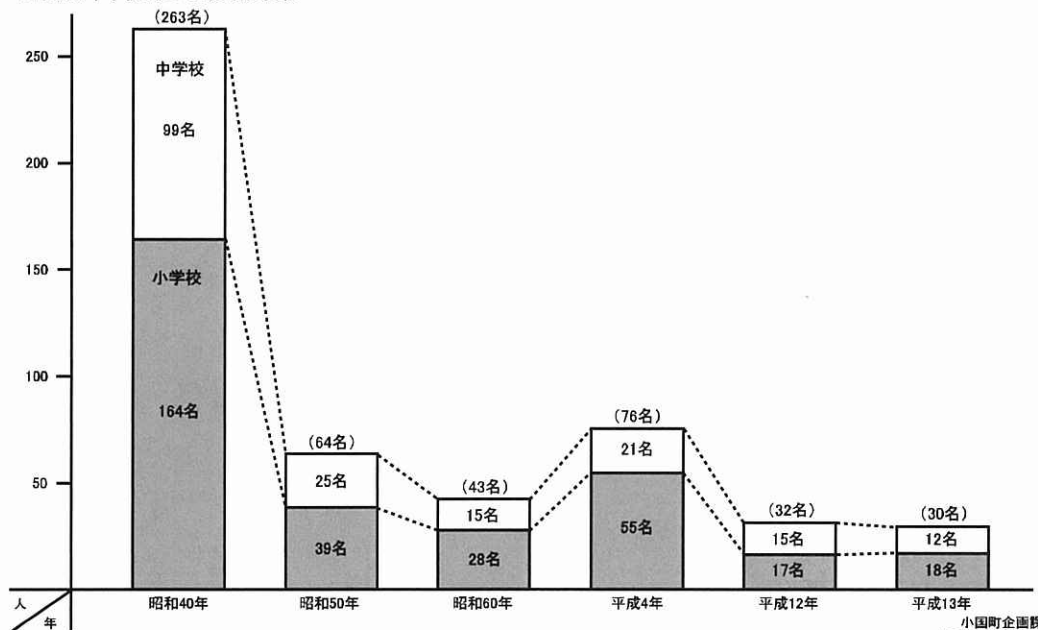
でいる。

この学園は、内村鑑三先生の教えを受けた鈴木弼美校長が少人数(1学年26人に限定)の個性的な教育を行っていることでその評価は高い。

叶水小中学校には、屋内運動場、グラウンド、プールが設置されており、児童生徒のほか地域住民の体力とスポーツ向上に役立っている。さらに、豪雪地帯であることから、かつては寄宿舎、教職員住宅も整備されていた。

また、学校ではないが、上叶水集落には叶水児童館が設置されている。平成12年の入所児童数は9人で、一番多かった平成2年の23人と比べると、14人(△39.1%)減少している

◆叶水小中学校児童・生徒数の推移



◆保育所等入所児童数

●保育所等入所児童数															(単位:人)		
年度	就学前 児童数	保育所等 入所児童数	入所率 (%)	保育所					児童館			へき地保育所				中央児童室	
				おぐに 保育園	白百合 保育園	すみれ 保育園	おきにわ 保育園	計	叶水 児童館	長沢 児童館	計	あさひ 保育所	白沼へき地 保育所	小玉川へき地 保育所	計		
平成2年	713	374	52.5	76	80	90	38	284	23	1	24	11			28	50	23
平成7年	630	344	54.6	73	79	90	38	608	10	20	30	9	10		15	34	23
平成8年	612	338	55.2	75	79	90	37	281	4		4	29	9		15	53	25
平成9年	608	327	53.7	68	80	90	33	271	4		4	30	14		8	52	30
平成10年	591	318	53.8	57	80	90	37	264	3		3	28	15		8	51	31
平成11年	579	334	57.7	63	80	90	40	273	7		7	30	17		7	54	37
平成12年	571	349	61.1	79	80	90	40	289	9		9	29	12		10	51	36
平成13年	541	347	64.1	79	75	90	40	284	9		9	18	6		30	54	36

※あさひ保育園は、平成8年度開設のため、それ以前は五味沢へき地保育所としての入所児童数である。

小国町福祉課保育行政資料

② 社会教育

当地域には、社会教育やコミュニティの拠点施設として、叶水基幹集落センターが設置されている。この施設は、おぐに開発総合センターの分館的機能をもつと同時に、地域住民の自主的な会合や学習活動、文化活動などに利用されており、その利用率は高い。

さらに、それぞれの集落には、公民館(集落センター)が設置さ

れ、最小のコミュニティ単位である各集落の「むらづくり拠点施設」となっている。

叶水基幹集落センターは、設置以来、地域住民の自主的な組織である「東部地区振興協議会」により運営され、組織の一体化をはじめ、その活動の成果は、昭和58年度全国農林水産祭「むらづくり部門」で評価され、天皇杯受賞に輝いている。

遺跡にみる市野々・下叶水地区の
古代・中世

小国町内には平成八年度までに、九十数ヶ所の遺跡が確認されている。その分布を見ると小国盆地である市街地中心部に約半数の四十五遺跡と、その他は荒川水系により開析された谷底平野や段丘・緩斜面に立地している。

分布状況を地形的な要因からみると、旧石器時代の遺跡は小国盆地東縁の洪積段丘にのみ分布しており、他の地域では確認されていない。縄文時代の遺跡は小国盆地の沖積段丘から沖積低地面に多く分布しており、河川沿いの段丘にも散見される。これらの遺跡は標高百三十〜三百四十メートルの間に分布するが特に百四十〜百八十メートルの範囲に集中している。

横川ダムの建設に伴い、その事業地内で確認されている四地区六遺跡の調査が平成五年度から平成十八年度まで継続的に行われてきた。その結果、市野々・下叶水周辺が関係する縄文時代の集落跡や狩猟のための陥し穴、鎌倉〜江戸時代の門前町の跡が発見され、当時の暮らしの一端が明らかになった。

以下、このたび調査の行なわれた古屋敷遺跡、野向遺跡、市野々向原遺跡、千野遺跡、飛泉寺跡遺跡、下叶水遺跡について、「財団法人山形県埋蔵文化財センター発行 遺跡発掘調査報告書」より概要を抜粋したものを記載する。

◆下叶水遺跡（縄文時代後〜晩期 約三〇〇〇年前）

下叶水（しものみず）遺跡は、山形県教育委員会による『山形県遺跡地図』（昭和五十三年）で初めて

遺跡登録された。小国町大字下叶水小字下叶水に所在し、旧下叶水集落の一部にかかる。遺跡は、横川右岸の河岸段丘上に立地し、標高二六三メートルを測る。遺跡範囲は、南北約三〇メートル、東西六〇メートルと推定される。調査は（平成十八年五月〜十一月）、事業区域にかかる遺跡の南側にあたる五九〇〇平方メートルを対象に行われた。

調査の結果、縄文時代終末の後期後葉〜晩期の約五〇〇年間にわたり営まれた集落跡や埋設土器群（土器を埋めて利用したお墓）、河川跡などが確認された。集落跡からは、河川跡の両岸に沿って、建物跡や貯蔵穴、大小の土坑などが検出された。

建物跡は、四〇棟以上確認され、基本的に四本の柱で構成される。大型の柱穴には柱を固定する根固め石が設置される。建物の大きさや平面形は、長さ三〜四メートル、幅三メートル前後で、平面形が長方形や正方形を呈するものが多い。建物の柱穴は、大型のもので長さや深さが約一メートル前後を測り、平面形が円形や小判形を呈する。柱穴の土層からは、黒褐色粘質土が柱痕跡を示すものと考えられ、その周囲に柱を固定する根固め石を詰め込んだ構造がうかがえた。

貯蔵穴は、直径約一〜二メートルの円形で、深さは約五〇〜一〇〇センチメートルを測り、断面形が袋状を呈する形態である。貯蔵穴からは、完形土器なども一部出土し、他に県内では稀少な炭化したクリやトチなど堅果類がまとまって出土したSK五六九貯蔵穴が注目された。

SK五六九貯蔵穴は、床に厚さ三〇センチメートルで炭化物層が確認され、一部を水洗によるふるい分けをしたところ七〇〇グラム以上の炭化したクリやトチ、

クルミが確認された。最も量が多いクリは大きさが一・五〜二センチメートルと小粒で形状などから山グリとみられる。

埋設土器は、集落の北東側外縁の径十五メートルの範囲に集中して十一基確認された。埋設土器は、深鉢を縦に埋めたもので、一般に幼児の髑髏と考えられており墓跡と考えられる。土器内部の土の分析からは、一部リンやカルシウムといった骨の成分が多く認められこれを裏付ける。

河川跡は、幅約八メートル、最深部で約一・二メートル以上ある。下層は遺物が出土しないが、上層では土器や石器を中心に多量の遺物が廃棄され、土偶や石棒、勾玉などの祭祀品も出土した。土層の観察からは、河川が土砂でほぼ埋没し、浅い沢状になってから集落が営まれ、遺物が廃棄され出す事が分かった。

出土した遺物は、河川跡を中心に多量の縄文土器や石器が発見され、整理箱で約六〇〇箱以上にのぼる。

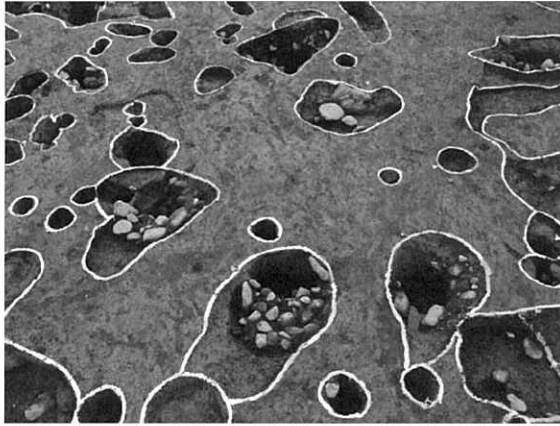
縄文土器は、薄手でコブ状の突起、雲形文・字状文などの緻密で精細な文様のあるものが多く、縄文時代後期末〜晩期全般の特徴を示す。器形も寸胴形の深鉢や鉢、壺や皿状の浅鉢、急須形の土器、ミニチュア土器など多様性がある。

なお、一部の土器には、赤彩や補修孔がある土器も見受けられ、当時の土器の使用が多岐にわたった事が分かる。他に県内では少ない新潟県や福島県の土器と類似する土器も散見され、当時の交流がうかがえる。

石器では、動物を狩るための石鏃（矢じり）や石槍、加工するための石鏑（ヘラ形の石器）や石錐、携帯用とされる石匙などがあり、全体で一〇〇〇点以上ある。

他に木の伐採や加工に使われた磨製石斧や、木から

下叶水遺跡



建物跡（柱穴には、柱を固定する根固め石が埋められる）



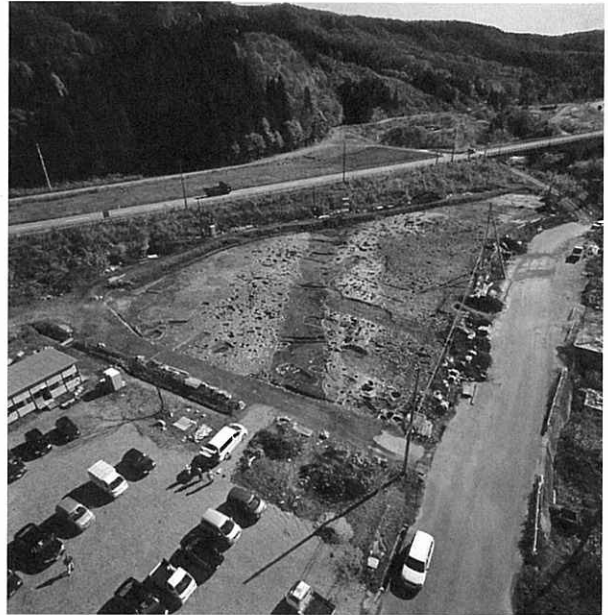
埋蔵土器の横断面（幼児の甕棺墓）



土偶（胴体があるものには胸の表現がある）



勾玉（新潟県糸魚川産のヒスイ。当時も新潟県と交流があった）



調査区全景（中央の黒い部分が河川跡）



河川跡の作業風景



出土土器（深鉢・鉢・注口土器など）

採れる堅果類を磨り潰す道具の磨石や凹石（くぼみいし）、石皿も多く出土している。漁網の錘（おもり）である土錘や石錘もあり、多様な食料事情がうかがえる。祭祀具としては、安産や多産を祈ったとされる土偶や、男根を模倣したとされる石棒・石刀・石剣が出土した。他にも精密な文様を施した当時の護符とも考えられる土版・石版も出土した。

注目されたものに、顔面の口と底部に貫通孔があり、胴部が中空の土製品があり、県内では類例が少ない貴重な資料である。

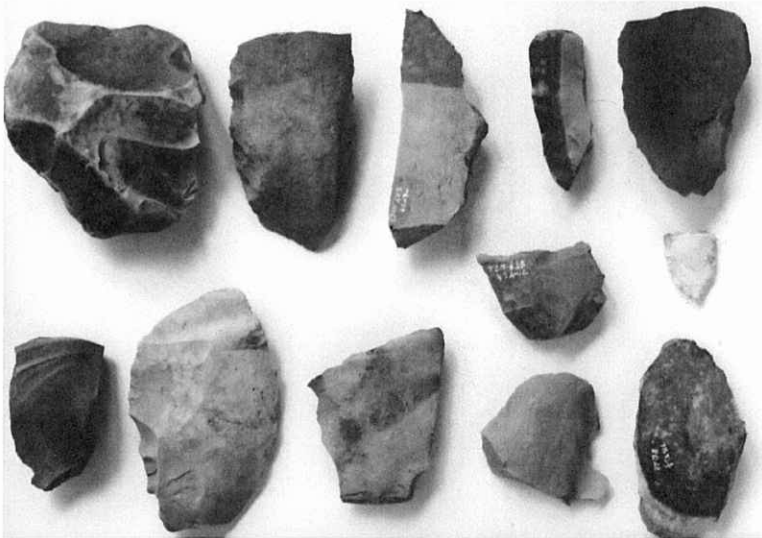
装飾品では、新潟県糸魚川産のヒスイ製の勾玉や線刻のある石製品など垂飾品と考えられるものがある。

今調査の大きな成果は、一つは県内では事例の少ない縄文時代終末の集落配置が分かった事があげられる。集落内の建物跡や土坑は、河川跡の両岸の幅約一五メートルに沿って帯状に分布し、建物の主軸は概ね河川に直交するものが多い。従来の一般的な環状集落とは異なる、河川に沿って建ち並ぶ建物配置がうかがえる。なお、埋設土器群が調査区北東部に集中し、墓域が集落の外側に配置される社会変化も読み取れる。

二つめは、出土した多量の遺物の様相から、隣接する新潟県や福島県との密接な交流がある事が分かった。特に土器には、これら地域の類似品がある一方で、文様は東北南部だが器形は北陸など折衷的な土器や、北陸的な文様を崩し簡略化して表現する土器なども一定量あり、他地域との多様な交流や交易があったと考えられた。

◆古屋敷遺跡（縄文時代早期 約九〇〇〇年前）

この遺跡は、山形県教育委員会が平成二年度に実施



古屋敷遺跡 打製石器

した「小国地区基礎調査関連の表面踏査」の際、畑地を中心に多数の石器片が採集され、新たに発見された遺跡である。遺跡の性格は縄文時代の散布地として登録されている。

所在地は、小国町大字綱木箱ノ口字古屋敷。国道十三号線箱ノ口から市野々へ向かう県道との分岐点に近く、明沢川と横川の合流点のすぐ東側に位置し、明沢川の河岸段丘に沿って東西百三十メートル、南北九十メートルの範囲に広がっている。

昔の人々が、大地に刻み込んだ生活の跡や構築物を

遺構という。住居跡や貯蔵穴等がこれにあたる。古屋敷遺跡からは、堅穴住居跡六棟、落ち込み遺構十三基、土壇五十基、溝状遺構三条などが検出された。時期的には、縄文時代早期中葉から同前期前葉までの比較的短期間に限定できる。

住居跡の形は隅丸長方形を基本とし、大きさは四五メートル位になる。堅穴住居跡六棟からはいずれも火を焚いた炉跡は認められず、落ち込み遺構からは、炭化物を伴う石敷きの炉跡が検出されている。このことから、炉は屋外に簡単な施設を設けたことも考えられる。

本遺跡出土の土器は、縄文時代早期から同前期前葉にかけてのものである。出土した土器の量が少なく、大半が小破片であるが県内における当該期の資料が少ないことから貴重な資料である。

出土された石器は、土器の時的的位置づけから縄文時代早期中葉から同前期前葉までに属することがわかった。大半が剥片ないし破片であるが全体として石匙がほとんどなく、石筥の多いことが特徴である。また、石器剥片が大きく、その量が多いことも注目される。これは周辺の横川や明沢川流域に珪質岩の原産地があることが要因と思われる。

◆野向遺跡（縄文時代前期 七〇〇〇年前）

野向遺跡は、横川とその支流の明沢川との合流地点から南へ約四キロメートルの小国町大字市野々字野向に所在する。横川右岸の河岸段丘上に立地し、遺跡の東西は桜峠付近から流れる二本の沢によって区画される。標高は二五〇メートル前後である。

平成元年度に山形県教育委員会が実施した「小国東部地区基礎調査」によって発見された遺跡である。東西五百十



野向遺跡 陥し穴群（直線状に等間隔で並ぶ）

メートル、南北二百五十メートルの範囲から遺物が採集され、遺跡面積は約二万三千七百平方メートルと推定されている。

検出された主な遺構は堅穴住居跡一棟、住居内炉二基（重複関係）、陥し穴十二基などがある。堅穴住居跡はほぼ円形で直径約五メートルと推定され、床面は貼り床であったと考えられ、堅く打ち固められていた。

陥し穴は分布状況から、配列をなすものと狭い範囲に近接して配される一群が認められた。二種類の差異は狩猟法の違いであり、前者はけもの道に沿ってほぼ等間隔に掘られた長さ約一メートルの長方形タイプで、動物が落ちるのを待って捕る仕掛け罠に用いられたもの、後者は、一定の範囲に密集する径約一メートルの円形タイプで、その場所への追い込み罠を行ったものと考えられる。

狩猟域においては水場が重要な要素となる。本遺跡が立地する段丘は前面に横川が流れ、東西に横川に注ぎ込む二本の沢によって区切られる地形を呈しているが、陥し穴の配置はこうした地理的条件から、対象獣の通り道を想定し構築されたと考えられる。

本遺跡で検出された遺構は出土土器の検討により、主に縄文時代前期中葉と中期末葉のものが判明した。河岸段丘に縁辺に構築された堅穴住居跡は複式炉を持つことから中期末葉の所産であり、水利条件を備えた居住域としての性格が窺われる。

ただ、住居が構築されたのは中期末葉の一時期であり、しかも一棟しか存在していないことから考え、集落と異なる生活空間であったと推測される、すなわち定住を目的としたものではなく、狩猟・採集のため一時的に滞在したキャンプ地であったと考えられる。

◆市野々向原遺跡（縄文時代前期 約七〇〇〇年前）

市野々向原遺跡は、昭和四十五年刊行の「飯豊連峰学術調査報告書」に記載されてからその存在が知られるようになり、「山形県遺跡地図」には縄文時代の散布地として登録されている。

野向遺跡の横川をはさんで対岸に立地し、東西・南北とも二百二十メートル、遺跡面積約四万七千七百平方メートルと推定されている。

本遺跡では、断片的ながら縄文時代早期から晩期までと弥生時代中期頃の遺構・遺物の存在が確認された。

検出された主な遺構は、堅穴住居跡一棟、石組炉二基、種実貯蔵穴一基、集石土坑三基、埋設土器二基などである。

堅穴住居跡は、略円形で直径約二・八メートル、床面中央には扁平礫の側縁を立てて円形状に巡らせた石組炉を認



向原遺跡



向原遺跡 尖底深鉢（縄文早期）

められ、周溝を有する極めて小規模な居住跡である。

本遺跡は、このように堅穴住居跡が小規模な一棟だけであることや遺構・遺物分布の在り方から、各時期において段丘縁辺部が生活域となったことは明らかであるが、野向遺跡と同様に集落とは異なる居住域であったといえる。つまり、定住性を持つものではなく狩猟や採集のために季節的に逗留したキャンプサイトと推測される。また、堅穴住居以外に石組炉を検出したことから、堅穴を伴わないテント式も想定される。

一方、出土遺物の特徴は、打製石器の割合が高いことである。このことは遺跡が狩猟・採集域としての性格を持つこと。また、横川は頁岩が分布する河川であり、遺跡内に石核が多く出土していることから、石器生産が行われていた可能性も想定され、原産地型の石器生産跡としての一面も考えられる。

◆千野遺跡（縄文時代後期 約四〇〇〇年前）

千野遺跡は、昭和三十九年刊行の「朝日連峰学術調査報告書」に立石遺構を伴う縄文時代中期・後期の遺跡として掲載されている。

小国町大字網木箱ノ口字千野に所在し、野向・市野々向原遺跡より約三・五キロメートル下流の横川左岸段丘に位置し、遺跡範囲は東西四十メートル、南北八十メートルと推定される。

調査の結果、縄文時代中期末葉から後期前葉に係る遺物・遺構の存在が確認された。

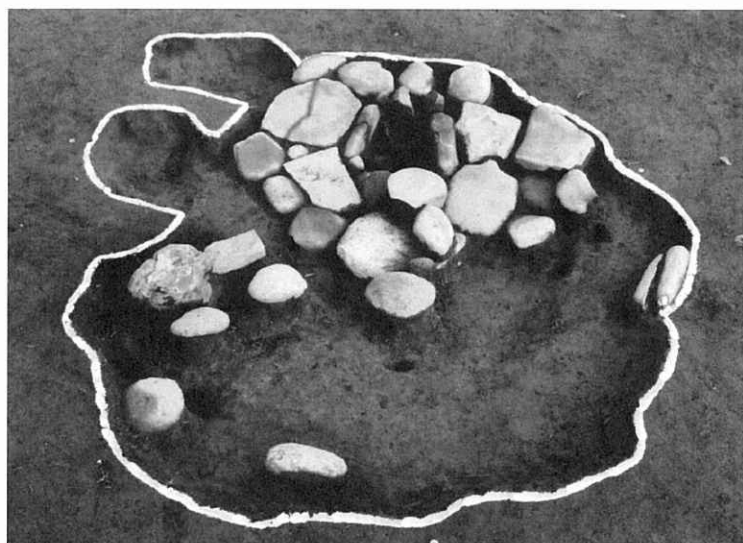
検出された主な遺構は、県内初となる床面に扁平礫を敷き揃えた敷石住居跡一棟、堅穴住居跡三棟、石組炉五基、配石・集石遺構三基、埋設土器七基などである。一方、遺物は土器・打製石器等・磨製石斧や礫石器などが出土した。



千野遺跡 平底深鉢（縄文後期）



千野遺跡 土器埋設石組炉



千野遺跡 敷石住居跡

完形品がないものの土器の出土量が高い割合を占め、打製石器における成品が非常に少ないことや、配石遺構はじめ礫石器類が多く出土していることが特徴である。

堅穴式住居跡は傾斜面に隣合させて分布する三棟で、いずれも石組炉を有し、径二メートル程の小規模なものであった。

敷石住居跡は、堅穴住居跡と同規模で、東側に付設された石組炉を取り囲むように扁平礫を敷き詰めていた。

敷石住居跡に関しては、司祭者の特別な人間の居住を指摘する説もある。本遺跡の機能や性格は定かでないものの、規模が他の堅穴敷石住居跡と変りなく、また炉の位置の

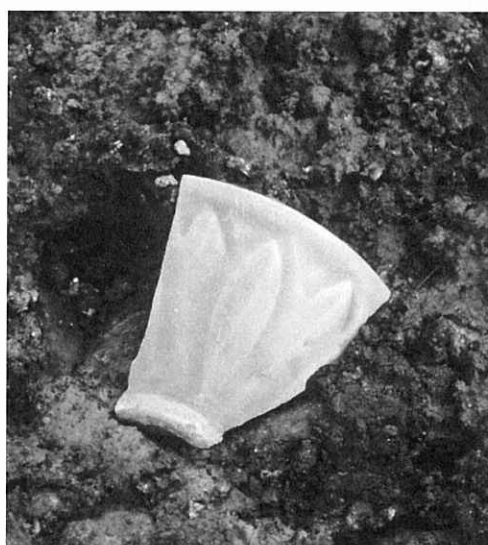


飛泉寺跡遺跡

共通性などから一般の住居跡と考えられる。
遺跡の性格として、住居跡の規模や構造から察し、いずれも定住性を持つものでなく、先の二遺跡と同様に季節的に使用したキャンプサイトとして想定される。また、埋設土器や配石・立石遺構、さらにミニチュア土器等の存在から祭祀性が窺われる。

◆飛泉寺跡遺跡（鎌倉・江戸時代 約四百〜七百年前）

飛泉寺跡遺跡は、昭和五十五年に町指定史跡として登録



飛泉寺跡遺跡 中国産の青磁碗

されていたが、横川ダム建設事業が計画され、水没区域にかかることとなった。遺跡の保護をはかるため試掘調査が行われ、平成九年度に「飛泉寺跡遺跡」として県に登録された。

横川とその支流明沢川との合流地点から約南へ四キロメートルの小国町大字市野々字寺ノ前に所在し、応永三十四年（一四二七）創建とされる飛泉寺跡とその周辺にあたる。

横川の対岸北には角子嶋（つくしぐら）がそそり立ち、その麓に出生（いづるぎ）の滝が流れ落ちる風景が望まれる。また、参道を挟んで向かい側には、市野々のシンボルとなっている樹齢二百年を越える飛泉寺跡の大銀杏がそびえる。

飛泉寺跡遺跡は、中世後期の室町時代から江戸時代にかけて、約五百年の間にわたり営まれた集落跡である。数多くの掘立柱建物跡が重複して検出され、この期間に建替えられた建物跡の総数は、延べ百九十七棟以上に及ぶ。

遺跡内には、建物が繰り返し建替えられた柱穴が密集する場所が認められる。これらは、寺の参道を中心として直交するように、六カ所ほどの区画に分けられるが、当時における集落内の屋敷割り、町割りに該当すると考えられる。建物跡で注目されるのは、桁行が四間以上で梁行が二〜三間の大型掘立柱建物跡である。最も大型のものは柱穴が一メートルを超える大型の掘り方を持ち、柱穴の底に根石を伴う。十五世紀に始まり、十六世紀から十七世紀にかけて大型建物跡が建てられ、以後江戸時代も存続していたことが考えられる。この大型掘立柱建物跡の性格については、市野々集落の有力者階級の屋敷跡の可能性も想定される。

出土品では、主な中世の遺物として、中国産の輸入陶磁器、瀬戸・美濃系陶器、球洲などの国産陶器が出土した。近世の遺物としては九州から北前船によって運ばれ、越後街道を通つてもたらされたと考えられる、肥前産陶磁器が多数出土した。また、在地産の陶器として、米沢の戸長里窯で焼かれた製品や、福島県の岸、会津本郷、大堀相馬などの製品も認められる。

出土された中・近世の陶磁器は日常什器が中心であるが、天目茶碗や杓形碗、茶人と思われる陶器など、喫茶に関連する遺物が出土していることが特筆される。

遺跡に隣接して建てられていた飛泉寺との関係であるが、出土遺物では、十五世紀の遺物が出土しており、飛泉寺の創建とされる応永三十四年（一四二七）に前後して集落が開始されたものと解釈しても矛盾はなく、飛泉寺を中心とした門前町的な性格を持つものと考えられ、十七世紀から十八世紀にかけて越後街道が本格的に整備され、市野々の集落が宿場としての形態が整って行く前段階的なものと考えられる。

明治四十四年三月調整

市野々沿革誌

加藤梅次

神社寺院由緒古文書宝物等

飛泉寺

津川村大字市野々に在り当寺は新潟県岩船郡山邊里村大字門前、耕雲寺の末寺にして應永三十四年八月七日傑堂能勝大和尚の開基にして之に釈迦如来を安置す、傑堂能勝大和尚は楠判官正成公の尊子なりと当寺備付過去帳にあり現今丹羽祖鏡和尚に至る第二十世にして古文書宝物等なし只地藏尊を安置す古来より子易地藏と称し婦人にして乳不足なる者祈願をなせば靈驗著しく乳不足なしと云う、現今に至るも遠きは新潟県地方近きは近郷参詣者引きも止まず

町村保存の文書類なし

町村の土地及び人事上の沿革

古人の言傳に依れば保元年中平家の一武者が東奔西走の後、当市野々東方に従立せる山頂に暫く潜伏（この山は見附ヶ山と称す）偶々市野々の平野なるを発見し開拓せしを基因なりとす、然れども何等記録なし
現今高橋藤左エ門は其の末孫なりと云う、其の後伊藤氏は豆州より加藤氏は加賀国より高井氏は信州高井領より移住し或分家をなし種々の変遷により當時に至れり、当時高井新左エ門の祖先たる高井氏は宝暦七年一月二十九日移住せしこと記録により明かなり
当時道路の如きは出羽国道の一にして米澤藩より越後に通ずる要路に当たり居りしを以て市野々住民は旅

人宿業及び荷物運送を専業となし生活し居りしも明治十八年県道開通の結果廢道となれり

維新前は米澤藩に属し廢藩置縣に際しては置賜県の管轄となり明治九年山形県と改めらる、地方制度改正に伴い津川村大字市野々と称し現今に至る

宝物古書画古器物類

当市野々高井新左エ門方に古書あり左に録す

猶此巻絹従公拜受具足者自祖我等着古候得共長世の形見にも此度準人差越事非別事候我等最後近々と覺候貴殿成長し器量見届度候得共義重所更難道候勤学無怠成長の後我等心中可被察候余言
建武三年正月二十日
兵衛 正成
楠庄五郎どのへ

町村の名称及び各字の名称由来

（市野々名称由来）

当大字市野々の創立者たる平家の落武者を一布と命名せしものと古人の言うなり然れども信を置くに足らず確然たる記録なし、慶長年間に作製したる証書類に依れば矢帳一布と記しあり多少は信するに足る、維新前米澤藩に属し外中津川村市野々と称し廢藩置縣に際しては第六大区第一小区となり明治九年山形県置賜郡市野々村と改称せられ同二十二年自治制度改正と共に山形県西置賜郡津川村大字市野々となり現今に至る津川村の名称を付したる由来は外中津川村に属せしことあるを以て外中の二字を脱し津川村と命名せしものとなりと当時の取扱者の言にして他に由来等の意味なきものなり

市野々旧石高及び反別

四百四十石四斗三升三合

百四十九町二反八畝二十八歩

津川村全部の旧石高及び反別

四千二百七十三石一升二合

六千三百七十七町七反一歩

町村の旧人口牛馬数

千六百五十九人

牛 二十頭、馬 二百頭

旧市野々の人口牛馬数

百四十五人

牛 二頭、馬 十八頭

町村の名所古跡古墳

大字市野々飛泉寺の開基たる傑堂能勝大和尚の尊父たりし楠正成公の分骨を埋葬泉古墳今尚、当寺境内に存在したり碑石は古来よりのものにして詳細を知る能はず

当市野々に左の十二名所あり左に之を録す

角子屈（ツクシクラ） 春霞（ハルガスミ）

鶴子峯（ツルミネ） 山櫻（ヤマサクラ）

鎮ヶ井（デンカイ） 落雁（ラクガン）

出生ノ滝（イツルギノタキ） 朝霧（アサキリ）

安喜坂（アミサカ） 黄鳥（ワクヒス）

凍眞阪（トウシンザカ） 群螢（ダンケイ）

子二車（ネアツケルマ） 夕照（ユウショウ）

中南叢（チカノハヤシ） 夜雨（ヤウ）

上通草（ウエノヤマ） 都公（ホトトギス）

紳十澤（ミツサワ） 秋月

尚遇口（ジャシノクチ） 躑躅

蔵音山（クラノヤマ） 暮雪

熊野神社

大字市野々の鎮守にして人家を距る僅か一町余境内老杉樹繁茂し一見霊地たるを覺ゆ、本社は紀州和歌山下熊野に鎮座する熊野神社の分社にして文中元年中当字元重豪たりし毛利勘兵衛の建社に係はり現今に至るも村民一般の崇拝して鎮守たり
孝子節婦義僕等なし

大正九年三月一日現在編纂

市野々諸規定書

市野々申合規約

明治二十八年二月五日協定

- 一 栗の木は一切伐採相成らざることを
但し、家屋等修繕を為すに入用の際は大字協議の上可否を評議決定す
 - 一 法要、葬式等の際は酒を用いざることを
 - 一 冠婚其他諸儀式の際、喰残りは客人に贈与せざることを
 - 一 本年より大字持地へ杉植付のこと、但し、一戸に付二十五本宛出すこと
- 明治二十九年二月五日協定
- 一 契約、大宮講及び百万辺には、商人を其場所に一切入れざること
- 明治三十六年二月五日協定
- 一 市野々持地内に杉一戸に付二反歩づつ植栽すること
 - 一 市野々持地内にある樹木を天王寺及び鐘（まさか

り）等を以つて猥りに伐採せざること

明治三十七年二月四日協議

人夫頭には年給一人に付金二十五銭を給すること

明治三十八年二月八日協定

一 胡桃は二百十日前に一切採取せざること

一 加藤徳次郎、高橋倉次本年より村人足に出夫せしむること

一 他人の所有地内に栗拾い、其他猥りに乱入すべからず

明治三十九年二月五日協定事項なし

明治四十三年二月一日協定

一 共有初貸付は一回五俵とす、貸付利子は一俵に付三升とす

明治四十四年三月一日協定

一 市野々持地内字向原道下原野の谷、個人に分割開墾を為すこと

開墾成功期間の分割の年より三年以内とし若し三年以内に成功せざるものは返納せしむるものとす

一 大字総会を明治四十五年より毎年三月一日開催すること

一 分割土地開墾成功の上、桑樹植付の場合は自己持分の境界より一間以上を離し植付のこと

但し、桑樹以外の木は植付を禁ず

一 明治四十四年三月一日より若連中觸（ふ）れ休を廢す

一 契約を明治四十四年より左記方法により施行すること

期日は毎年十二月三十一日、宿元増米は一斗五升とす、契約は一日限り、大宮講は毎年一月一日施行すること、契約加入者は餅米一升、酒米一升、大豆二合五勺、大宮講は餅米七合五勺、酒米五合

一 神佛例祭を左の通り定む

毎年五月八日 不動尊、觀世音、薬師如来
毎年十月十五日 鎮守
例祭日の翌日は字内一般休業すること

一 明治四十四年三月以降諸観音興業等は宿泊せしめ、又は興行せしめざること

明治四十五年二月二十四日決定

一 道路警備は毎年五月十二日よりとす

一 山道刈りは毎年八月十日よりとす

一 国有林内薪材払下代として、住民一戸平均金五十銭也を出金すること

一 大字共同事業に出夫する人名は毎年総会の際、之を定む

一 田植の際に於ける小屋飯の贈答を廢止す

一 養蚕祝の餅は番揚げ馬の日を選び、一定の日に字内一同休業し、祝をなすこと

一 徴兵の送迎等は一切酒を用いざること、並に親族知己の振舞を為さざること

一 市野々共有金穀其他共有物に關し、取締りを要するを以つて四十五年三月十日より、左の通り改定す

共有物監理する為、管理人三名を置く一名は當時の区長とし二名は大字集會に於いて選舉す任期は二カ年と定む

現品其他諸帳簿書類等総て区長之を保管す、共有金穀其他貸付又は取立に關しては管理人一同協議の上決行するものとす

但し、協議の不成立の場合は共有権利者集會決議の上定む

毎年春季物集會に共有物件の経過を管理人より報告するものとす

共有権利者三分の二以上の請求ある件は何時なりとも

諸帳簿現品等閲覧せしむること

大正二年三月八日協定

共同事業人夫頭は當時の若連中小頭に囑託すること

一 大字内神佛の旧祭日には境内の掃除をなすこと

一 大字持地借地料年額左の通り定む

杉林 一反歩 金四銭

桑畑 一反歩 金八銭

萱林 一反歩 金四銭

一 評議員五名を互選し簡易なる問題は右委員に一任すること、区長一名之に加入任期二カ年とす

大正二年三月二日午後十時半飛泉寺失火全部焼失の爲村備書類帳簿器具全部焼失

大正二年十二月一日協定

一 共有初年賦口は本年凶作の爲め本年分延期し其の利子及び常扶食は元利取立すること

一 契約は本年限り休止すること

大正三年二月二十三日協定

共有管理人満期に付選挙の処前任者再選せり

大正三年八月十三日協定

旧六月四日古今未曾有の大洪水にて各所の橋々流出、木の谷橋も流出新設に当り用材の困難より従来の定めの木の谷山出入差止を開放し、木の谷橋へ村普請とすることに双方示談の上決定したり

大正四年三月五日協定

一 新規戸数が加藤徳次郎、高橋きわ、高井五郎の三名を勤勉貯蓄組合に加入せしめ、大正四年三月より貯金の掛金を徴収すること

大正四年五月四日協定

一 上堀修繕に村手伝いをする事
一 叶水へツリ道路改修の爲め連絡上へツリ角より下高井

林を中断し番匠畑の中を通り道中堀に達する間を新設すること、畑潰地約二畝歩を代金一反歩四十円の割合を以つて高井より買収のこと高井林は無条件開設のこと

一 右道路道路改修を継続し村中に達する予定にて西又堀より一直線に下道を通り高井の屋敷に達すること、田地其の他潰地となる部分は高井新左エ門より寄付すること

大正五年三月二日協定

一 他字の者にして一ヶ月以上借家し世帯を為すものは一カ年に字費として金五十銭以上を徴収すること

一 加藤常蔵一戸を構えたるを以つて勤勉貯蓄組合に加入せしめ三月分より掛金を徴収すること

一 大字の諸人夫に出夫せしむること

一 草刈場の個所は左の場所に制限す

大平（大窪境南方一戸）
仙野一戸

一 草刈場の焼野は柴刈取ること

一 干草刈及び負刈の期日は其の時季に決定すること

一 大字地内の葬式には従来の交際の外白米一升（粳米）を持参すること

一 親族間の交際は此の限りにあらず

一 年始は必ず戸毎に回札をなすこと

大正五年五月六日協定

一 加藤今朝次一戸を構えたるにより従来の区民同様字の義務を相努めること

大正五年九月十四日協定

一 粟の実をほろかざる事

一 粟の実をほろきたるものは一回毎に懲罰として金二円を徴収す

一 粟の実ほろきたる者発見し区長に届出たる者には金五十銭を賞与す

大正六年三月一日協定

一 大橋板替工事を大正六年中に執行すること

一 新規居住者を大字有財産に加入せしむること

但し、料金は評議員会に於いて決定す

大正七年三月一日協定

一 高橋惣次郎貸付共有初七石八斗六升四合八勺を大正七年より五斗づつ償還せしむること

一 当字住民は大正八年より国有林内薪木払下に一同加入のこと（高井新左エ門を除く）

一 大橋板替工事を委員四名を置く

伊藤源次、伊藤周蔵、加藤徳五郎、加藤猶太

工事費総計百七十五円五十銭五厘

一 市野々字廻渡より箱の口に至る林道開設事業小国小林区署より請負大正七年九月十三日工事に着手同年十月十八日竣工

大正八年三月二日協定

一 従来他人の所有地又は借地内より草刈芋掘り百合堀りを為すを禁ず

一 賭博及び賭博宿は一切を禁ずること

一 大字持山林に鋸鉋を以つて伐採を禁し置きたるを以つて必ず遵守すること

一 屋外の農作物は一切窃取せざる事

一 萱刈の場所は左の個所に制限す
字見付、字男峯、泥の木

萱刈口開けの期日は其の時季に之を定むること

一 以上の条項に違背したる者は一事件に付大字持地に杉百本を植付せしむること、植付に関する総ての費用は違約者の負担とす

植付の方法は大字の評議員会の決定に従ふこと、植付後三カ年間植植及び下刈等を無償にて之を為すこと

右規約に違背したる非戸主及び雇人等の行為は凡て戸主及び雇主の責任とす

一 桜の木は風致を保つため成木し居るものを伐採せざる
こと
以上

大正九年三月一日現在役員左の如し

区 長 加藤梅次

評議員 高井新左エ門

伊藤四郎右エ門

伊藤周蔵

加藤猶太

共有物件管理署

右に同じ

明治四十五年三月一日決議

市野々集會に関する規約

第一条 区長より大字集會の告知を受けたるとき

は、皆定め時刻迄に会場に參集するものとす

第二条 不得止事故のため集會する能はざる場合は其旨区
長に届出るべきものとす

第三条 集會当日出席せざるものは決議事項に対し異議を
唱つることを得ず

第四条 無届不參の者は過怠として大字事業に要する夫役
に出夫せしめるものとす

第五條 但し、出夫の方法は其の都度協議の上之を定む
大字集會は三分の二以上の出席するにあらずれば
決議することを得ず

但し、緊急事件は此の限りにあらず

右規約を遵守し違約せざるを証する為め署名捺印す

(大字市野々住民一同署名捺印す)

明治二十八年二月以降

大字會決議台帳 (抜粋)

大字市野々

八 三月二日午後十時半飛泉寺出火全部焼失のため、村備
書類帳簿器具等全部焼失せり

十二月一日夜集會

協議決定事項左の如し

一 共有初年賦口は本年凶作のため本年分は延納し、その
利子及び常夫喰は元利取り立てる事

一 消防器械修繕費用は預け金の内にて支弁のこと

一 キリン一基買入れ代は字費の余金をもつて支弁し、不
足の場合は前項の預金にて支弁の事

一 契約は本年に限り休止すること

その他の諸振舞事、歳暮年始の贈答及び葬式仏事等に酒
を用いずその他諸事のこと節儉守る事以上

大正三年二月二十三日夜 都合の為に通常総会繰り上げ開
催

決議事項

一 大正二年分の字費決算不足及び消防費前年分キリン買
入れ代前積立金の内より支弁する事

一 村地田せり銭一等田様三分の一減額し三年前において

実行の事

一 若者管理入満期に付選挙の所、前任者再選せり

一 墓地理老高井政次退任に付後任加藤猶太当選せり
定

大正三年八月十三日

旧六月四日の古今未曾有の大洪水にて各所の橋を流失、木

の谷橋も流失新設に当り用材の困難により、従来の定の木
の谷山出入差止めを開放し、木の谷橋は村普請とする事に
双方示談の上決定せり

大正四年三月五日通常総会

決議事項

一 新規戸数 加藤徳次郎 高橋きわ 高井五郎 の三名
を市野々勤勉貯蓄組合に加入せしめ大正四年三月より掛
米を徴収する事

大正四年五月四日決議

一 上堀修繕村手伝いの事

一 叶水へつり道路改修の為め、連絡上へつり角より下高
井様林を中断し、畑の中を通し中堀に連絡道を新設する
事

一 右に付畑溝地約式畝歩を代金一反歩四十円の割合を以
つて高井より買取の事

一 高井様林は無条件にて新設の定め

一 畑買取代金はその代金の内を以つて支弁の事

一 右道路改修を継続し村中に連する定めを西又地より下
道高井の屋敷のアヒル場に達する事

一 右に付田地其の他溝地と成る分は高井の寄付の事
大橋板修繕に付頭末

一 板はへつり村林より二本切る事

一 元山は橋板一間(五尺)に付五十銭の挽賃、中わけは
二十五銭と定め

一 金は中条銀行貯金の内より支払いの事

一 板材元二本の出来高

一 板材元二本の出来高

橋板 十五間二尺九寸 七十二枚

一間は五尺にて厚さ一寸二分長さが尺一寸

藤板 長さ七尺二寸のもの 九尺七寸 六尺二寸のもの

一間三尺三寸

枚数六十三枚

せご板 二十七枚 うら木二本 皮五本

一 右簾板及びせご板は地蔵堂に向けウラ足元修繕に使用

皮は払い下げ

大正四年八月十二日夜決議

一 橋板は十人六円と決定し清作引き受け

一 乾草刈りは本年は旧七月五日より開始と定む

一 胡桃取り本年は害獣のため二百十日に採取のこと

以上

大正四年十月二十日夜決議

一 加藤常蔵居まい修復につき台輪用栗の木一本帽子畑より

り

一 水車白用櫓の木一本を柴へつりより高井新左工門に呉

れ渡す事

大正五年一月九日(旧十二月五日)改め共有粉現在高左の

毎し

一 三十五石 常夫喰粉計立

一 貳石一斗 右利子大正四年分

一 貳石四斗四升 年賦口四人分

一 九斗 大正四年取立備荒

一 貳石九斗五升 八助年賦元利本年分

一 五十貳俵 前年分超高升入現在小人共々

一 百三十七俵三斗九升

大正五年三月二日夜決議

一 他字の者にして一ヶ月以上借家し世帯を為す者は、一
カ年に付字費として金五十銭以上を徴収するものとする、

但し金額は大字集会の際、これを定め徴収す

二 加藤常蔵一戸を構えるを以つて、勤儉貯金組合に加名

を許し、三月分貯金掛米を徴収するものとする、大字の

諸人足等字並に勤める事

三 切草刈りの箇所は左の場所に制限す、大平(大窪境

南方一円)、仙野一円

四 草刈場の焼野小柴刈り取る事

五 干草刈り及び背負い刈りの期日はその時期に決定する

事

六 共有物件管理若左の通り定む

伊藤四郎右工門

七 大字内の葬式には従来の交際の他、白米(うる米)一

升つつ持参する事

但し親族間の交際はこの限りにあらず

八 年始回礼は必ず戸毎に之を為す事、回礼者は馳走を受

けざる事

但し 大正六年より実施す

大正五年七月十一日集会決議

評議員満期に付改選、当選者は左の通り、任期二カ年

高井新左工門 伊藤四郎右工門

高橋忠琢 加藤猶太

伊藤周蔵 〆五人

大正五年五月六日夜決議

加藤今朝治一戸を構えたるにより、従来の区民同様字の義

務を相努める事

勤儉貯蓄に加入を承認す

大正五年九月十四日夜決議

一 栗の実をほろかざる事

一 栗の実をほろきたる者は第一回毎に懲罰として金二円

を徴収す

一 栗の実をほろきたる者を発見し、区長に届出たる者には
金五十銭を賞与す

以上毎年前決議を履行する事に決定

大正六年二月一日開議

一 大橋板替工事大正六年中に執行の事

一 隠居者を大字の財産に加入せしめる事、但し義務料金

は評議員一任に決す

一 栗の木伐採許可

一本 加藤徳五郎

一本 高橋与左衛門

一本 加藤徳次郎

一本 加藤猶太

一本 加藤丑蔵

一本 加藤嘉蔵

一本 加藤福次

大正六年一月六日備粉現在高左の如し

一 六十八俵 前年越高

一 四十三石一斗六升 大正五年度分のメ高

合計 百五十三俵一斗六升

大正七年三月一日(旧正月二十日)大字集会

決定事項

一 大字費不足額補充する為め小林区事業へ毎戸二人口出

夫の事

一 当字住民は大正八年より国有林内薪木払下げに一同加

入の事

一 大橋板替工事施工につき委員四名を置く

工事委員として

伊藤元次 伊藤周蔵

加藤猶太 加藤徳五郎

一 衛生組合役員改選当選者若左の通り、任期三カ 年

組合長 加藤徳五郎

委員 加藤猶太

々 伊藤周蔵

一 大橋架替の栗材は国有林内より払下げを為す

一 字打越太平桑畑五畝歩、大正七年より借地 加藤常蔵

一 字打越造林地一反歩 高橋忠家

大正七年三月三日 熊野神社維持金に寄付

一金五円也 高井新左工門

一金五十銭也 高井五郎

一金二円也 加藤梅次

一金三十二銭也 高井新左工門他四人

一金二円也 加藤亀久弥

一金二円也 伊藤周蔵

一金二円也 加藤猶太

一金十五円也 高井新左工門

一金十五円也 高橋真

一金五十銭也 叶水 高橋栄治

大橋板替執行す

一金百七十五円五十銭五厘総工費

内訳

十九円 栗木代

四十円 大工日料ノ高

五十円二十銭 木挽日用ノ高

十八円四十銭 元山の日料ノ高

三円四十五銭 人夫料

十六円十銭 釘代

二十八銭 縄代

三十五銭 釘の運行賃

二十七円七十二銭 雑費ノ高

内 収入百四十円四十五銭

差引不足金三千四百五銭五厘

右不足金左の通り有志寄付を仰ぎ補充したり

一金 十円也 高井新左工門

一金 十円也 高橋忠家

一金 四円也 伊藤源次

一金 三円也 加藤梅次

一金 二円 加藤亀久弥

一金 二円 加藤猶太

一金 一円五十銭 伊藤周蔵

一金 一円 高井繁太郎

一金 一円 加藤嘉蔵

計金三千四百五十銭

大正七年九月十三日工事に着手 同年十月十八日竣工

市野々字廻渡より小国本村大字箱の口に至る国有林内林道

開設事業を小国小林止署より工事を請負う、請負人当時区

長加藤梅次、工費請負総高二百六十八円四十九銭、延長

千九百六間、市野々箱の口に於いて分割し工事を為し市

野々の分は仙野字四郎右工門堰の上まで、諸淵上の岩石地

開設費として箱の口より三十円を市野々に於いて受領す

前記工事を二分し百三十四円二十四銭五厘にて分配す

工事は総て市野々無代夫役にて勤め諸雑費差引残高

一金百二十五円也 市野々有金として郵便貯金に積立

大正八年三月二日大字総会開催

決議事項左の如し

一 従来他人の所有地又は借地内より草刈幸掘り百合堀を

為す者あり各の如き行為は不法なるにより今後厳禁する

事 二 賭博及び賭博宿は一切なざる事

三 大字持山林に鋸鉋を持って伐採せざる事に決定し置き

たるに付、遵守する事

四 屋外の作物等一切窃盗取せざる事、子供の行為は其の

状態等により成るべく免除する事

以上の事項を違背したる者には一事件に付大字持地に杉

百本を植付せしむる事、植付の苗木及び植付土地の刈払

いは違約者の負担とす

但し植付の方法は大字世話係の指揮に従う事

右植付後三カ年間補植及び下刈等は無償にて之を為す事

右申合せ規約を犯したる者、非戸主及び雇人等の行為は

当該戸主の責任とす

一 桜の木は風致を保つため成木し居るものを伐採せざる

事

一 明治二十八年以降現今に至る諸規約印刷の上毎戸に配

布する事、費用として金二円を字費に より支出する事

大正九年三月七日総会開會

決議事項左の如し

一 大正八年度算用不足金十三円七十八銭、他に区長手当

金六円合計十九円七十八銭支出方法

決、小林区署の造林事業に出夫其の費用を以つて支弁す

る事

二 不動尊境内付近及び御見坂に杉並木植付けの件(提案

者渡部源太郎)

決、春季祭礼迄に植付けを為す事、若し消雪せざる場合

は消雪後直ちに植付ける事

三 欠夫料金を定むる件

決、一日一円以上二円迄での範囲とし、徴収し大字の収

入と為す事

但し、右金額の半額は出夫せし人夫に給与すべし、料金

は欠夫の事由調査の上決定す

四 寺道に埋道を為す件

決、春季雪を利用し道敷を為す事

五 人歩頭の手当て増加の件

決、一名年金五十銭給与

七 加藤今朝治生計困難の状況なるを以つて村諸人足は女にても出夫を承認するの件

決、大正九年の春季より女にても差し支えなき事とす

八 寺の前の畑を無料にて市野々分教場の農業実習地として貸付の件

決、無料貸付する事

九 規約に違背したる者の罰則中杉百本植付けとあるを百本以内と改正、大正九四三月七日より施行に決す

十 大平（大窪道上）、長畑、佛峠のカヤ刈取りは出穂前刈り取らざる事

十一 泥の木山、男峯地内は干草刈りを禁ず、大正九年より

十二 大字持地山林帽子畑及び打越の滝の上森林内に焼畑（狩野の事）刈りを禁ず、

帽子畑の峯藪、仙野の方差し支えなし

十三 加藤今朝次に小屋掛材料雑木を村地より貰渡す事、但し評議員検査立会いの事

十四 村祭礼の世話方は若連中小頭必ず之を為す事

十五 墓地掃除するの件（伊藤周蔵提案）五月、七月、八月の三ヶ月間、月一回掃除する事、その日時は区長より各戸に通知する事

十六 雪道さいみぼうを建てる事（核時二人 黒沢時二人 叶水方面一人）

（右人夫は村人足の事）

十七 牛馬の繕場（つくらえば）杵改修する事

十八 粉蔵修繕を為すこと、大正九年中 以上
大正十年三月四日大字総会開会

決議事項左の如し

一 葬式の当日女衆の内手伝いは村を二組とし、加藤今

朝治方より加藤丑蔵迄で一組

伊藤す吉方より高橋栄豆迄で一組

其の組内相互に手伝いを為す事、葬場の野手伝いは従来通り

二 備初蔵修繕を為す事

ブリキ缶にて之を為す事、一戸一ヶ差し出す事

三 大正九年中修繕の大蔵修繕料金十三四五十銭は飛泉寺所属の収入金を以つて支弁する事、大正九年植栽の杉苗諸費四四三十五銭は大字備金で之を支弁する事

四 大正九年度収支清算不足金四十五四三三銭は大正十年市野々の分教場屋根修繕材料のかや及びかわや修繕の諸材木にて代金換算の補充する事

五 牛馬繕（つくらい）のため川崎孝八雇入れの契約は之を廃止す

大正十年三月十三日大字臨時総会を開会
（高井新左エ門宅）

一 駐在所建設に要する諸材木寄付の件
右建築工事係員を左の通り選定す

係長 高井新左エ門 副長 伊藤源次 係加藤猶太、伊藤周蔵、高橋真

当時の区長加藤梅次、顧問渡部源太郎、加藤藤太郎

一元山日料を掛放し一日金一円三十銭と定む、三月十五日より開始予定

大正十年春期伐採の薪材は浅雪にて運搬困難の爲め炭焼を為す事を定む

入金沢国有林地内 炭焼加入者 徳五郎、芳太郎、清作、周蔵、與右エ門、丑蔵

文吉、林之助、富次、猶太、加藤源次 合計十一名
売買代金は、大正十年六月限り薪木買入一同の支払いを為

す事

一 駐在所建築に要する人夫は一人前の者を出夫する事

私事の都合に依り欠夫の者は前例に依り欠夫料金一日一円の割合を以つて区に納付す

一字薊元（あさみはげ）六百五十六番の三、山林反別四町五反五畝九歩に立木の杉九本売代金五十円を大字市野々に寄付を為す

寄付者 加藤梅次、加藤徳五郎、加藤芳太郎、加藤源次、伊藤周蔵、伊藤源次、加藤丑蔵、加藤藤太郎、高橋真、加藤猶太、高橋與右エ門 計十一名

大正十年四月十六日
牛馬繕（つくらい）を年三回

春期、夏期、秋期、に之を執行する事、繕及び臨時雇上の報酬として獣医雇上料は一戸に付一カ年玄米二升宛を支払うものとす

加入者左の通り
加藤徳五郎、嘉蔵、福次、亀久弥、周蔵、清作、源太郎、四郎右エ門、梅次、

與右エ門、丑蔵、文吉、源次、新左エ門、藤太郎、猶太、栄吉 計十七人

獣医奥村栄次郎並びに伊藤九郎左エ門
前記二名雇入れる事

四月十六日加藤梅次本人に赴き交渉の結果、兩名共其の承諾を得たり

大正十年より相始め毎年交互に雇入れる事

大正十年は奥村栄次郎
大正十一年は伊藤九郎左エ門

病牛馬其の他臨時雇上げの往診料等は定額を請求せざる事に協定、雇入れ者の任意に之を支払う事、毎年右牛馬繕及び其の他一切の報酬として前記の通り勤務当番の本

人に支払う事、假令は奥村獣医の当番年にして本人事故ある場合伊藤獣医雇入れに應ずる事其の他前に同じ
国有林野内副産物払下げ代
内訳左の通り

ゼンマイ 八十貫目 四四五十銭也

ワラビ 五十貫目 二四六十二銭也

雑茸 百貫目 九四三八銭也

生草 三百三十四束 四四三十四銭也

合計二十四八十五銭、一カ年分

大正十年五月より十二年十一月迄三カ年間に契約払下げ、
外に金五円五十銭カヤ採取代、大正十年より大正十一年三
月六日総会決議

一 市野々森林保護会設立の件

二 酒類密造矯正組合設立の件

右設立を決定

三 消防手五名増員の件

増員に決定

四 毎月収集する勤勉貯蓄組合掛金を大正十一年三月より
毎戸金十銭とする事

原案決定、同月分より実施

五 神社仏堂祭礼の元祭日には大字民一同出夫する事

六 加藤常蔵、加藤富次濁酒密造罰金に処分せらるるに付、
各金五円宛見舞金を贈呈する事

右経費は大字費より支出

七 大字有地貸付料を左の通り改正す

畑 一反歩 八十銭

杉林・カヤ野 一反歩 四十銭

右測量の爲め丈量人夫一日金一円六十銭、助手は一人に
付き一日金二円二十銭、但し時期により増減する事ある
べし

八 消防器械ポンプ購入の件

大正十二年に購入をする事、経費支出方法は購入の祭
之を定む

九 板製材の爲め大字有杉三木伐採の件

実地臨検の上、伐採を爲す事

十 北田の土橋架換を爲す事

十一 諸税金の納付に關しては今後期限毎に小走りをして
取立して納税組合長に納入する事 以上

大正十一年四月三十日臨時会を開催

衛生組合役員改選を行い左の通り当選任期三カ年とす

組合長 高橋眞

委員 伊藤周蔵

委員 加藤猶太

一 毎年大字費の内より金十円宛、飛泉寺再建資金として
積立を爲す事

大正十二年三月十二日総会開催

決議事項

一 大字総会費金五円宛毎年支出する事
右五円にて酒肴に充つるものとす

豆腐一箱、酒四升

二 ポンプ購入に關する件

ポンプ買入資金として郵便貯金を預入れたる帽子畑山林
売却代金百四十五円、消防組第三部積立金十三円八十三
銭、市野々組合積立金四十三円三銭、計三百一円八十六
銭

以上を払戻し不足金は勤勉貯金として積立ある郵便貯金
を一時借入れる事

右借入金金は寄付を募集し大正十三年八月限り返済する事
と爲す

三 獣医当番は奥村榮次郎とす

四 県道移管に關する経費市野々配当額巨三千円は左の通
り有志寄付とす

(市野々より沼沢に至る元郡道)

一金 五十円 高井新左エ門

一金 十円 高橋眞

一金 十円 渡部源太郎

一金 十円 加藤梅次

一金 七円 伊藤源次

一金 六円 加藤龜久弥

一金 五円 伊藤周蔵

一金 五円 加藤猶太

一金 五円 加藤芳太郎

一金 五円 加藤藤太郎

一金 二四五十銭 高橋栄吉

一金 二四五十銭 高橋與右エ門

一金 二四五十銭 伊藤丈吉

一金 二四五十銭 加藤徳五郎

一金 二円 加藤林之助

一金 二円 加藤五蔵

一金 一四五十銭 高井幸吉

一金 一四五十銭 加藤源次

一金 一四五十銭 伊藤清作

一金 一四五十銭 高井信次

一金 一四五十銭 高橋さわ

一金 一四五十銭 加藤常蔵

一金 一四五十銭 加藤富次

一金 五十銭 加藤今朝次

一金 五十銭 加藤忠一

一金 一四五十銭 高橋辰四郎

計金百四十円也

右の内、百三十円は配当額、金七円八十銭は利子六ヶ月分、十二年三月より八月迄の分

メて百三十七円八十銭、差引

十二年九月十五日協議決定

一金 五百円也 ポンプ一台買入代金

一金 十七円也 山形より沼沢迄の運賃

一金 一円五十銭也 為替手数料

一金 一円也 寄付募集雑費

合計金五百十九円五十銭

右の内

一金 二百四十五円也 帽子畑山林売却代金

一金 四十円也 市野々組合として積立金

一金 十三円也 消防組第三部として積立金

一金 二十四円也 高橋長太郎外七名の寄付金

計金三百二十二円也

以上差引不足金百九十七円五十銭

右不足金は市野々勤勉貯蓄組合貯金を払戻し運用支出、払戻金には年利一カ年に付、金五円を附し大正十三年十四年の二カ年に元利を償還する事とす

一金 百九十七円五十銭 貯金を運用借入分

一金 二十円也 ポンプ小屋屋根修繕料

一金 十円也 二ヶ年分利子

一金 十二円也 放水式経費不足

一金 十一円也 予備費

計金二百五十円也

右不足経費に充当する為め左の有志寄付を為す

一金 百円也 高井新左エ門

一金 二十円也 加藤梅次

一金 二十円也 高橋貞

一金 十二円也 伊藤源次

一金 十円也 加藤亀久弥

一金 十円也 伊藤周蔵

一金 十円也 加藤藤太郎

一金 十円也 加藤猶太

一金 十円也 加藤芳太郎

一金 十円也 渡部源太郎

一金 五円也 加藤徳五郎

一金 五円也 高橋與右エ門

一金 五円也 加藤林之助

一金 四円也 伊藤丈吉

一金 三円也 高橋栄吉

一金 三円也 伊藤清作

一金 三円也 高橋さわ

一金 三円也 高井伝次

一金 三円也 加藤常蔵

一金 三円也 高橋辰四郎

一金 三円也 加藤源次

一金 三円也 加藤富次

一金 三円也 高井幸吉

一金 一円也 加藤今朝次

一金 一円也 加藤忠一

合計金二百六十四円也

(右大正十三年、大正十四年の両年度に徴収する事)

大正十三年一月四日協議決定

一 共有備物の貸付利粉並びに備荒粉は代金に換算し貯金に預入るものとす

大正十二年分より実施、粉の価格一件に付、金九銭五厘

入札者高井新左エ門

正粉は右価格の標準により現金納付差支なし

二 常扶食粉の外は共有権者に貸付ける事とす

一金 二十四円八十銭 大正十二年分利粉二石一斗九升代

一金 九円五十銭 同年分備荒粉二石代 二十人分

一金 二円六十銭 古粉払下げ代 富次より入り

合計金三十二円九十銭

外に、金三百七十二円也、大正十三年一月六日臨時貸付け

九十三俵(一俵五斗入り)

加藤徳五郎外十八名に貸付け

右金十三年十四年の二ヶ年間に取立、貯金に積立てるものとす

大正十三年三月二十四日大字総会開会(区長宅)

協議事項

一 部落有林野統一に関する件

委員付託に決す

二 帽子畑仙野前の雑立木を炭焼用として同業に相当価格を以つて売却する件

決 売却に決す、委員二任とす

三 国有林内より右記の払下げを為す事を承認せり

イタヤ二本 払下選人 加藤富次

ブナ一本 加藤猶太

栗木一本 渡部雄之助

々々 加藤源次

々々 加藤忠一

イタヤ二本 高橋辰四郎

々々 高橋栄吉

十三年の獣医当番は田沢頭伊藤九郎左エ門

四 消防手手当金に関する件

一名に付部落費を以つて一円宛支出する事、計金二十四円也、十三年度より実行する事

右の手当金を以つて十三年度は消防用帽子を購入する事、此の金高

右の手当金にて不足の分は部落費より支弁する事に決定

五 左記の二線を村道に認定申請を為す事

黒沢に通ずる小国街道原はずれより分岐、木の谷の後、仙野を通ずる小国本村箱の口に至る路線、網木に通ずる路線

飛泉寺建築延期の件

大正十七年十一月三十日限り再建の件

大正十三年十月三日付を以つて山形県知事岸本正雄殿より許可を得り

勤儉に関する実行事項

大正十三年十一月二十一日協定同日より実施

一 歳暮の贈答を廃止す

二 毎年行い来る毎戸の年始廻礼を廃止し、合同祝賀を行う事

三 年始の振舞いは口祝だけとし、後振舞をなざる事

四 出産祝の贈答は初子限りとし、二番子よりは物品の贈答をなざる事

五 正月十五日「かせとり」振舞を節約する事

六 前記の外、浪費を節約し貯蓄をなす事

市野々契約決議録(抜粋)

大字市野々

昭和十三年十二月三十一日

契約諸規定書朗読の件(加藤小頭朗読す)

一、若連中基本金報告の件

二、新加入者に関する件

大頭兼小頭より経過報告あり

同伴について付いて委員を選定し決定するの動議あり大

頭指名となり

加藤藤一・伊藤八郎・伊藤源四郎・加藤芳一外に大頭小頭の参加にて別室に於いて協議の結果左記の通り決定す

新加入者

加藤代吉 高井傳次

加藤忠一 高橋幸助

各一人前加盟金として参入出金のこと

但し、昭和十四年旧盆半額全年契約半額のこと

右を大頭より報告し満場に諮りたるに異議なく可決す

三、宿元の件

一番 幸助(十四年)、二番 代吉(十五年)

三番 忠一(十六年)、四番 傳次(十七年)

膳部組合せに付き、一組へ代吉、二組へ忠一、三組へ傳次、四組へ幸助と決定す

四、契約加盟者以外に代理者を出席せしむる場合、委任状を持参せしむること

但し、昭和十四年度より実施す

五、小頭改選の件

小頭加藤利一満期に付き選挙の結果左記の通り、十二票加藤代吉当選す

六、契約諸規定書を本年改書なし、毎年之を朗読すること

昭和十七年一月五日

宿元加藤忠一

決議事項

一、基本金の積立に関する件

欠夫料及び共同作業に依り積立を励行のこと

二、集金に関する事項

朝は午前八時、夕方は午後参時までに必ず集金する事

三、契約の期日に関する事項

昭和十七年より、十二月二十日と変更する事

四、小頭高橋正一満期に付き改選の件

再選として決定の事

五、加藤興三郎の契約へ加入に関する件

昭和十八年に於いて宿元を努める事とし、加入金参円也を昭和十七年旧盆まで納入の事

六、古峯神社の参詣に関する抽薦の件

本年より契約の際、これを行う事

昭和十八年十二月二十日

宿元加藤林之助

古峯神社参詣取付人 加藤〇〇 加藤芳松

協議事項

一、兎増殖に関する件

契約の賄いに仕向けるため、一戸一頭を必ず飼育して供出する事

二、小頭推薦の件

加藤正一満期に付き、改選に関し加藤廣太を大頭より指名推薦して決定す

加藤興三郎契約組加入の件

昨年は都合により休みたるも本年より加入する事、加入金参円也を既納、宿は伊藤嘉果の次に之をなす事

昭和十九年十一月十日

市野々臨時部落常会に於いて決定

一、従来慣例の大字契約、大宮講は大東亜戦争中時局に鑑み昭和十九年は一時中止す

十九年の宿元高橋辰四郎方なり

昭和二十年一月三十一日部落常会に於いて従来の古峯神社講中参詣は時局下施行抑制のため一時中止す

但し、講中の祈祷料は肩替わりを以つて奉納する事、一戸に付き金五十銭を出金する事

契約を再開

昭和二十一年十二月二十日宿元高橋辰四郎
協議事項

一、加藤捨巳若連中契約組加入の件

加名金参拾四也を即納して加藤興三郎翌年宿元を務める事

二、膳枕の補給に関する件

料金貸付人名簿を作成し、一々之を記載し置き共に金拾四也を徴収する事

但し、契約組以外の使用料金は一回金貳拾四也を徴収する事

大頭の保管となし之が責任は大頭に於いて持つ事
但し、保管料として一カ年金壹百四也を支給する事

支給は次回の契約の際よりとす
補給は大字より補助を仰ぎ他は若連中より支出の事

其の資金として新加入者六名は金貳拾四、其の他は拾四を徴収して積立て置く事

集金は小頭に於いてなし郵便貯金となす事
三、大頭は明年の契約を留任の事

四、小頭加藤員夫満期に付き選挙となるたり、忠三郎九票
一郎九票 吉雄四票にして、高橋一郎年長当選せり

昭和二十二年十二月二十日
宿元伊藤嘉繁

一、若連中財産報告
金八拾七四拾五銭 十八年度積立金

金四百六拾四 二十二年度の積立金
金五百四拾七四拾五銭通帳面〇〇

二、膳枕の使用料金を昭和二十三年は一回金参拾とし、契約組以外は金六拾四とすること

修繕費として一戸拾四を出金積立てること
二十二年の保管料金百四也は拾四ずつ出金中より差引き

大頭の手許へ届け残金を積立てること

三、小頭選挙の件

選挙の結果加藤吉雄十五票 渡部忠三郎五票 伊藤喜一郎三票 加藤〇〇、加藤廣太、加藤卯一各一票ずつ、加藤吉雄当選せり

昭和二十三年十二月二十日

宿元加藤興三郎

一、膳枕の使用料は組員一回百四也、組員外は金貳百四也として昭和二十四年より取り立てること

二、組員一名金貳拾四ずつ徴収して金百四也を保管手数料として大頭へ渡し残金は積立てること

三、大頭は昨年再選することとして継続しあるも本年は特に選挙すること

小頭は二人共選挙すること
大頭は加藤廣太君十一票 小頭は忠三郎君二十五票 喜一郎君十一票にて当選せり、大頭は任期四カ年とするこ

と
昭和二十四年十二月二十日
宿元加藤捨巳

一、膳枕の修理について（この件については区長、大頭、小頭に一任の事）破損しある分、又は足りない分を補給するについては現在物価も下がりつつあるに付き

二、加藤〇〇都合あり向こう五カ年契約仲間を休み、五年後宿元をやる事を申し出満場一致可決す

三、積立金は組員一名金貳拾四ずつ徴収して金百四を保管料として大頭へ渡しその他は貯金する事、尚使用料は前年通り

昭和二十五年
宿元加藤市太郎

決議

決議

一、若連中備品補充について大頭より報告承認

膳 四人前壹千四

汁枕 八人前四百四

計壹千四百四也貯金払戻し購入

二、膳枕使用損料は昭和二十三年決議通りとす

三、膳枕補充積立金毎年一人貳拾四也拠出積立をなすこと

四、観音講に対する膳枕貸付は明年より有料とする

五、膳枕の一部（膳のみ、又は枕類のみ）使用者に対する使用料は半額とする

六、小頭改選について
投票に結果次の者当選す

十七票 高井朋次
十四票 伊藤恵吉
次点 高井五郎

昭和二十六年十二月二十日
宿元加藤英輔

協議事項
一、若連中備品膳枕補充について報告した

昭和二十六年において膳枕購入す、代金六百元
二、若連中備品膳枕補充積立金本年に限り五拾四と決定す

三、膳枕の使用料は全員に諮り前回決定通りとす
四、小頭高井朋次退職によつて選挙により次の通り決定した

得票二十当選加藤嘉美雄
五、申合せ
宿元の迷惑を考慮し午後十二時以前に解散すること

昭和二十七年十二月二十日契約
宿元高橋守次

協議事項
一、膳枕購入について報告

平枕 三十人前六千円

吸物枕・汁碗 二十人分 七千八百円也代金支払

右の内、四千円也部落費支出三千八百円は若連中にて負担、未払残金六千円は若連中三千円、部落三千円より支出するものとす

二、膳枕の使用料金について

新調器物の使用料金参百円也

旧器物の使用料金参百円也

但し、膳のみ又は枕類のみも使用料は半額とし、契約加名者以外の使用料は百円加算とす

三、膳枕購入基金積立について

若連中一人当り五拾参円此金壹千貳百貳拾四円、外に秋季祭礼の寄付金参百円を加算積立するものとす

四、大頭小頭一名改選について

大頭 当選加藤廣太

小頭 当選高井五郎

次点 大頭高橋一郎

小頭加藤正八

大頭当選者加藤廣太君辞退により再選の結果、加藤廣太三郎君当選確定す

昭和二十八年十二月二十日

契約宿元加藤尚

協議事項

一、加藤量雄君昭和二十九年宿元をなすこととし本年より

再加名す

二、加藤なつ子子供成長するまで契約を休む申し出により

了承した

三、膳枕使用料を次の通り改正した

新調器物について金参百円也

旧器物について金壹百円也

但し、契約加名者外の使用については金貳百円加算すること

四、膳枕保管取扱手数料を参百円に改正すること

五、大頭小頭改選の結果次の通り当選確定した

大頭 加藤利一君

小頭 加藤正八君

六、契約当日宿元においてする客振舞を廃止する

七、若連中の行事に際しては義務的に出役すること

八、従来宿元に於いて親族及び其の他に配る餅は来年より

廃止すること

昭和二十九年十二月二十日

宿元加藤量雄

協議事項

一、財産報告

貯金現在高 金九百六拾四円也

集金 五百円也 計金千五拾九円也

二、契約及び大官講に使用の酒に関して明年より清酒にすること

1 夜の朋腹やぶり 宿持

2 朝清酒 貳升

3 大官講 清酒貳升

残分を夜の酒とすること

三、膳枕について

明年度部部落より全額支出の要求をして購入、古物は払下げすること

二十九年度保管料金百円也を右貯金口より支出

四、小頭一名改選について

満期高井五郎

高橋郁造 八票

高橋守次 七票

加藤芳次 六票
高橋郁造当選した

昭和三十年七月三十日

決議事項

一、膳枕使用料について

拾人前単位として

若連中加入者は一回金貳百円

その他は一回金参百円

昭和三十年十二月二十日契約

宿元伊藤恵吉宅

協議事項

一、財産報告 備品台帳により小頭より報告

二、契約賄いの改善事項

本年より千魚と数の子の廃止

大官講中食攝入餅の廃止

大官講における小頭招待の廃止

明年より朝湯豆腐の廃止案提出されたが協議の結果、余すところ六回となったので終了まで継続すると決定した

三、小頭改選について

小頭加藤正八任期満了につき改選のこと

小頭高橋郁造より退任届出あったが撤回とする

四、膳枕修繕費積立金昭和二十五年契約の決定通り一戸貳拾円を本年積立てること

五、山神講契約の統合案について

山神講を廃止してその行事を契約に合わせて行うこととする、最終決定は大字会に諮る

六、払下げ中古膳枕代金壹万円の中、七千円入金参千円未収

七、若連中会計本日現在金四千四百九拾貳円

八、地藏尊祭礼踊りの懸賞は廃止する

各戸酒肴持参祭礼に参加、若連中・大宮講が主体として盛大に行うこと

九、大字二十六戸財産造成植林事業については二十六戸若連中で実施し欠夫料等の収入は若連中会計に入金すること

十、小頭選挙結果

当選九票（年長）高橋守次

次点九票 加藤芳次

昭和三十一年八月十七日決定

一、盆踊りは寄附総額五千円として実施すること、雑入夫は部落廻り番とする

二、植林は八月二十六日地帯を実施する

昭和三十一年八月二十八日決定

一、植林について

本年から若連中で管理することを再確認

昭和三十一年十一月二十七日

一、加藤卯一より火災に遭ったので二ヶ年契約・大宮講免除方願出あり承認

昭和三十一年十二月十七日

宿元高井朋次

一、本年より山神講を廃止し契約に合併した

二、財産および備品報告等について別紙印刷により大頭より報告あり

三、加藤卯一火災により二ヶ年免除承認報告

四、本年より山神講合併により清酒一升追加、一斗五升使用することに承認決定

協議事項

一、さいづ焼の際、墓出さない人があるので必ず出すこと

二、膳碗の取扱について注意すること

三、植林について本年は地帯しか出来なかったため来春植

樹することに決定（降雪が早かったため）

四、積立金昨年まで貳拾四匁徴収せるも本年から四拾四匁徴収することに決定

五、小頭選挙結果

小頭高橋都造任期満了につき選挙の結果

十七票 加藤芳次

二票 加藤重雄

一票 加藤菊夫

加藤芳次当選した

昭和三十一年十二月十七日契約

宿元加藤藤一宅

協議事項

一、膳碗の破損料について

個人使用の場合破損の程度によって大頭決定する

二、膳碗使用について

取扱に充分注意すること

三、大頭加藤利一任期満了につき選挙の結果左記の者が当選した

十票 加藤利一

四、小頭高橋守次任期満了につき選挙の結果左記の者が当選した

十三票 加藤重雄

五、山神参拝者決定について左記の通り抽選決定した

伊藤八郎 伊藤興太郎 加藤定雄 高橋興助

六、官林盗材について

1 二ヶ所発見されたので該当者あつた場合は本月中に総代に申し出ること

2 官林松下げ希望する場合は総代に申し出ること

七、大宮講の酒の使用量について

明年より三升使用することに決定した

昭和三十三年十二月十七日契約

宿元高橋与助宅

協議事項

一、膳碗の保管料増額について

昭和三十四年から六百円に決定した

二、小頭加藤芳次任期満了につき選挙の結果左記の者が当選した

当選十七票 加藤菊夫

次点四票 加藤政美

昭和二十五年十一月十五日調整

飛泉寺沿革誌

飛泉寺檀徒総代 加藤梅次之を録す

飛泉寺の沿革

瀧尾山飛泉寺位置、津川村大字市野々字寺の前、二十四番地にして曹洞宗総持寺派に属し應永三十四年八月七日（西暦一四二七年）楠正成公の三男正勝氏の創建にして新潟県村上市在山邊里村耕雲寺の末寺にして本尊阿弥陀如来なり、正勝氏は傑堂能勝大和尚にして当時の開祖たり堂宇東西七間半南北五間半境内坪数貳百五十六坪たり、檀家二十二戸宝暦四年三月（日）に不詳（西暦一七五四年）火災に罹り再建し爾來維持經營を持続しつつありしに、不幸再度の災害にて大正二年三月二日夜中火災に罹り伽藍什器悉を焼失せり、火災の原因は大正元年中區作に遇い檀信徒の生活甚だしく困憊し従つて寺院の運営困難を極め檀家一同協議の上、経木採取者若手卓人小原謙太郎と云う人に寺院一部を僅少なる料金にて貸付其の料金は當時住職丹羽祖鏡

和尚の収入に充てたる、小原なる人は冬季中なるを以て其の経木乾燥せんが為め三尺四方の押入に木製火鉢に多量の木炭に火を点し其の火氣強くなりて直ちに乾燥しある経木に火が燃え移り広がりて寺院内一面火の海と化し和尚の一族始め小原氏の経木職工等漸く身を以て着のみ着儼にて逃げ一命を助かりたるの状態にありき、寺院内東側に安置しある一般の信仰厚つかりし子育地藏尊の佛体は木像にありしも焼失を免がれ翌三月三日火災跡片付けの際檀家の一人伊藤周蔵氏が之を発見したり、其の靈験の新たなるに衆人悉く驚愕したり其の佛像は檀家総代伊藤四郎右エ門の堂主樽伊藤源次氏方に臨時安置したり、同年消雪期を待ち五月寺院の焼失跡地に堂宇を建築し地藏尊を安置せり(當時の区長渡部源太郎氏)、毎年旧七月十八日は例祭日にて十七日の夜祭りには檀家一同地藏尊の前庭に集合盆踊りを興行地藏尊を慰め古来より現今に至る今猶僧行部落の一行事となせり、夜祭りの十七日例祭の十八日には僧侶を招待祭礼を行いつつあり

飛泉寺の寶物(開けずの箱) 由緒

飛泉寺開祖たる傑堂能勝和尚は前にも述べた通り楠公の三男正勝と云う武家にして曹洞宗の本山永平寺の開祖道元禪師七人目の弟子と云う當寺鎌倉の執権足利氏の襲う所となり夫れが為め自ら僧侶となり身を世間より離して只管生命を確保せんと志し、道元禪師の門に入りたるも足利氏の追跡益々厳しく遂に永平寺にも居られずして越前より越後に避難し村上在の新潟県岩船郡山邊里村門前と云う処に寺院を建立耕雲寺と称し同時に暫く居住せられしも足利氏の追求猶を止まず無口更に越後より翌前小国と申す山奥に逃難し、又々一寺を建立し光岳寺と号し同寺永住すること能はずして小国より三里距たりたる僻地たる市野々に移住し

飛泉寺を創建せられたり、飛泉寺は傑堂能勝大和尚禪師の開山にして耕雲寺の末寺たり村上の耕雲寺、小国の光岳寺は信仰者多く現存し興隆を極めあるも飛泉寺は不幸災厄に罹り伽藍等なく甚だ遺憾に堪へざるものなりとす

飛泉寺の寶物(開けずの箱) 由緒の続き

昭和二十五年十月五日飛泉寺檀徒総代加藤梅次が山形県南置賜郡中津川村大字白川、白川寺住職第二十一世鈴木俊彰氏より左の實話を聞知せり、鈴木師は旧米澤藩士にして米澤市外南原の産れ、師の曰く明治二十八年十月より二十九年二月一日市野々飛泉寺住職五十風傳宗の弟子として師事し傳宗和尚曰く(開けずの箱)は住職一代に一回開帳するのみ、其の外は如何なる理由あるも絶対に開帳出来ざるのと事、幸い傳宗和尚は江湖會を開きたる折り鈴木和尚は其の長侶なりき傳宗和尚が其の際開けずの箱開帳したる由鈴木和尚は師に従い見分せるとの状況は左の通りなりしとの実説なりとす

一、箱の寸法 木製にて一尺八寸立法あり

在中品 絹地の旗 長さ二丈二尺位幅一尺二寸位

楠公の紋章菊水の印ありしあり

鍬形の鉄製兜意簡あり

箱の上には大楠公の位牌を安置ありたり

傑堂能勝大和尚禪師は飛泉寺の開山にして、又飛泉寺に於て遷化せられたり

其の墳墓は飛泉寺東南の一隅に今猶現在し古語より其の墳墓を踏みなば罪として足に底豆と称する腫物を出来るなどの伝説あり境内には樹令数百年になる銀杏樹あり天然記念木として其の保護方を上司に申請中なりとす

昭和二十五年十一月十五日之を記録

飛泉寺檀徒総代 加藤梅次

津川村大字市野々字寺の前

總本山總持寺末 飛泉寺

曹洞宗

一、本尊 阿彌陀如来

一、由緒 應永年三十四年十末八月七日

傑堂能勝創建す

一、堂宇間数 東西七間半、南北五間半

一、境内坪数 二百五十六坪

一、徒人員 二十二名

一、管轄所迄距離 二十五里三十丁

大正二年三月二日 出火焼失

飛泉寺寶物、古器物、古文書

一、扁額

堅三尺、横一尺七寸 朱塗

無上尊の三字 寄附年月日不明

一、棟札 享和三年六月再建

一、古印 印文不明 鋳形角

右

明治十二年七月二十五日 曹洞宗太源派飛泉寺住職

權訓導 楠英光

右檀徒總代 伊藤為助

加藤英吉

右村戸長 小池順左エ門

熊野神社略記

加藤 梅次

無格社熊野神社

一、祭神 事鮮男神伊邪岐神速玉男神

一、社殿間数 東西梁間一間半 南北行間一間

一、境内坪数 三十坪 官有地

一、信徒 二十名

一、社より管轄所まで距離 二十五里三十二丁

一、棟札

宝曆十一年（一七六二）六月十五日建立施主村中

明治十二年七月二十五日 教導職試補 高橋忠庵

右神社信徒総代 加藤英吉

高井伊勢次

右村戸長 小池興左エ門

昭和十三年十一月十五日再建竣工

形承第一四九七号 山形県西置賜郡津川村大字市野々熊

ノ前地籍二十九番地

熊野神社

昭和二十二年三月三十一日附申請の神社規則承認す

昭和二十二年七月十日

神社本庁総理公府 廣司信輔印

言傳書

山形県西置賜郡津川村大字市野々熊ノ前二十四番地

鎮座 無格社 熊野神社

古老の言

市野々二八八番地住人にして亡加藤英吉（市野々寺小屋時代手習の教師たり）の言伝によれば、当時熊野神社は境内

内並びに社殿とも市野々の開祖（當時市野々を切り開いた者）毛利勘兵エが紀州和歌山熊野に鎮座する熊野神社の分社として文中元年（一三七二）建立と同時に寄進せられたるもの、同人はその後滅亡して跡代なし、毛利氏滅びたる後、高井七郎右エ門・加藤傳八は主として維持経営につとめ明治五年無格社に列し、明治八年地租改正により上司の論達にて官有地となりたるものと伝え聞く
市野々熊野神社と崇敬し現在氏子二十六戸なりとす

古老 加藤英吉の略歴

文政六年（一八二三）一月十六日生

明治三十五年十月四日死亡

廢藩置縣後市野々戸長

明治十二年七月二十五日より熊野神社信徒総代

明治二十二年町制度実施津川村助役を就職したり

聞いた者の略歴

現在熊野神社氏子総代 加藤梅次

明治十六年二月十七日生

明治三十年四月一日津川村書記となり収入役・助役・村長

等を就職前後通じて四十年その間市野々区長・村会議員・

部落会長・市野々郵便局長を歴任す

右の通り相違ないことを証明する

昭和二十四年三月十五日 津川村長 斎藤名助印

熊野神社境内書上

置賜郡第六大区第一小区

市野々村鎮座

一 熊野神社境内 寄進地

右の通り相違無御座候

明治五年五月五日

市野々戸長 加藤英吉印
熊野神社司掌 渡辺伸隆印

山形県御役所殿

由緒

当熊野神社は市野々毛利勘兵エなる者村内に鎮守ならんため自分の所有地たる現在の社地を分割寄進し社宇を建立して熊野神社を祀り創立年代は文中元年にして宝曆十一年（一七六一）六月十五日再建、昭和十三年十月十五日再建現在に至る

誓書

一 物件の所在数量

山形県西置賜郡津川村大字市野々字熊ノ前二十六番地 熊野神社境内四十坪二合及び地上定著物立木五石

右は当社の宗教活動を行うのに必要なものとして今般國から譲与売却を受けたものでありますから昭和二十二年法律第五十三号の制度に当り衆議院に於て附せられた決議の趣を尊重し将来も他の用途には供しません又もし他の用途に供した場合譲与売却の処分を取り消されても異議は申立てませんことを誓約いたします

昭和二十六年三月十五日

右主誓者 舟山正雄

氏子総代 加藤梅次

加藤芳太郎

高井きよ

大蔵大臣 池田勇人殿

指令第三八〇五号

昭和二十五年十一月十八日 東北財務局長 前田正夫印

津川村大字市野々字熊ノ前二十六番地

熊野神社主誓者 舟山正夫殿

社寺等国有境内地譲與許可書

昭和二十三年四月十日附をもつて申請された左記国有財産の譲與を許可する

記

建造物用地 四拾坪式合 見込価格 四拾貳円
地上定着物 五、〇〇 見込価格 壹千円
土地所有権移転登記
山管一第二、二二九号
地籍 四拾坪式合

昭和二十六年十二月十五日登記済④

市野々下叶水郷倉組合 報恩備荒田設置規約

第二條 本組合ハ規約第二十一條ニ依リ報恩備荒田ヲ設置シ郷倉ノ維持並ニ耕種改良ニ依リ冷害防止ニ資シ組合員ノ経済更正ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二條 前条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ

一、水稻試験研究田トシテ適応品種ノ発見肥料ノ改善其ノ他災害防止ニ関スル耕種改善ニ努ムルコト

二、耕種田トシテ優良種子ノ普及ニ努ムルコト

三、組合員ノ救済ニ努ムルコト

四、收穫米ヲ貯穀シ郷倉ノ経営ヲ容易ナラシムルコト

五、隣保共助共同一致ノ精神涵養ト団体訓練ニ努ムルコト

第三條 報恩備荒田ハ組合員共同耕作トス

第四條 報恩備荒田管理ノ為組合役員ノ互選ニ依リ主任及副主任各一名ヲ定ムルモノトス

主任ハ組合長ノ命ヲ受ケ報恩備荒田ニ関スル一切

ヲ掌理スルモノトス

副主任ハ主任ノ指揮ヲ受け事務ニ従フモノトス

第五條 主任及副主任ノ任期ハ一箇年トス但シ再選ヲ妨ケ

ズ

第六條 報恩備荒田ノ收穫米ハ郷倉ニ管理ヲ委託シ組合員

ノ共有トシ其ノ權利ハ平等トス

第七條 報恩備荒田ノ生産物ヲ組合ニ納入セシムルモノト

ス

第八條 貯穀ノ処分ハ本組合ノ規約ニ依ルモノト

ス

以上

昭和十年五月三日市野々下叶水郷倉組合ニ於テ決定ス

郷倉並報恩備荒田創設ノ趣旨

東北一帯ニ亘ル昭和九年ノ凶作ハ其ノ慘禍極メテ大ニシテ農村ノ窮乏(きゆうぼう)ヲ更ニ一層深刻ニ導キタルハ洵(まこと)ニ寒心(かんじん)ニ堪ヘズ然ルニ斯(こ)ノ窮状天聰ニ達シ畏(かしこく)クモ東北地方御救恤(きゆうじゆつ)ノ思召(おほしめし)ヲ以テ天皇皇后両陛下ヨリ御内帑(ないたう)金ヲ下シ賜フヤ朝野ノ視聽翕然(きゆうぜん)トシテ東北ニ集中セラレ政府ニ於カレテハ救農土大事業ヲ始メ米ノ交付其ノ他応急施設ヲ実行セラルト共ニ東京振興調査会ヲ設ケ恒久対策ニ努力セラレ国民ハ深甚ナル同情ヲ寄セ義捐(ぎえん)金品ヲ寄贈セラルル等上下ノ援助ヲ受ケツツアルハ洵(まこと)ニ感謝感激ノ至ニ堪(た)ヘサル所ナリ本県ニ於イテハ政府ノ施設ト相俟テ対策ヲ樹立セラレ其ノ実行ニ全力ヲ傾集シ県民亦(ま)タ

聖恩(せいおん)ニ恐懼(きようぐ)感激シ同胞ノ至情ニ發奮シ自奮シ自奮一路更正ニ邁進(まいしん)シツツアルヲ以テ驢(やが)テ禍ヲ転ジテ幸トナスニ至ルベリ曩(さき)ニ下シ賜ヒシ御内帑金ハ將采万一凶作ニ遭遇スルコトアルモ再ビ慘状ヲ繰返スコトナキヲ期スル為メ適切ナル施設ニ充当スベシトノ思召ト拝察シ奉リ政府ハ國費ヲ併セ支出シテ之ヲ郷倉ノ建設ニ充ツルコトセラレタリ本県ニ於テハ農家救済トシテ津川村ニ政府米千二百八十一俵ヲ無償交付セラレ内市野々下叶水郷倉組合ハ八百八十四俵此數量七十三石六斗五ヶ年賦無利子ニテ貸付セラレタリ郷倉ハ農業ノ本質ニ照シ且ツ冷害(おそ)レアルニ於テハ農家経済ノ安固ヲ図ル上ニ極メテ重要ナルハ論ヲ俟(ま)タス故ニ之ヲ永遠ニ維持シ備荒ノ目的ヲ全フスル方途ヲ講スルハ壹ニ聖旨(せいし)ニ副(そ)ヒ奉ルノミナラス農村更正ノ実ヲ掲クル所以タルヘシ依テ県ハ郷倉ノ経営指導ニ十分力ヲ致サレ組合郷倉建設資金トシテ御下賜金八拾円國費金參百四圓合計金參百八拾四圓ヲ交附セラレタリ而巳(のみ)ナラス報恩備荒田ノ設置ヲ勸奨シ以テ耕種ノ改良試験研究ニ努メ貯穀ヲ容易ニシテ冷害防止ニ資シ以テ郷倉ノ重大ナル使命ノ達成ニ寄与セシムルト共ニ此ノ兩者ヲ融合ニ一体トシ之ヲ中心トシテ精神的ニ結合シ隣保共助ノ美風ヲ一層操作シテ共同施設ヲ拡充シ共存同榮ノ実ヲ挙げ農村ノ振興ヲ策シ以テ聖恩ノ萬一ニ副ヒ奉リ國民ノ同情ニ対ヘンコトヲ期ス

昭和十年(乙亥歲)五月三日 市野々下叶水郷倉組合

市野々下叶水郷倉組合同規約

- 第一條 本組合ハ市野々下叶水郷倉組合称ス
- 第二條 本組合ハ隣保相扶ノ精神ニ基ツキ備荒ノ為メ穀類ヲ積立テ及組合員ニ穀類ノ貸付ヲ為スヲ以テ目的トス
- 第三條 本組合ハ市野々下叶水ノ区域ニ住所ヲ有スル農業者ニシテ本組合ニ加入シタル者ヲ以テ組織シ事務所ヲ組合長宅ニ置ク
- 第四條 本組合員ハ毎年十二月迄ニ一世帯当初五升ヲ積立ル義務アルモノトス但シ積立ハ村有貸付米返還年度ノ翌年ヨリ開始シ拾箇年以上トシ稗、粟、蕎麦(又ハ金員)ヲ以テ換算納付スルモ妨ゲザルモノトス
- 第五條 前項但書ノ換算率ハ毎年組合会全員ノ決議ニ依リ之ヲ定ム
- 第六條 郷倉ニハ備荒ノ為少クトモ組合員世帯ノ三分ノ二以上三箇月間ノ所要飯米数量ノ初ヲ貯蔵スルモノトス但シ一人一ヶ月ノ消費米ハ平均一斗トス
- 第七條 積立穀類ハ前條ノ限度ヲ下ルニ至ラザル範圍ニ於テ之ヲ組合員ニ対シ貸付又ハ之ヲ処分スルコトヲ得
- 第八條 郷倉ノ開閉ハ役員三名以上立合ノ上組合長之ヲ行フ
- 第九條 本組合ニ左ノ役員ヲ置キ組合員ノ選挙ニ依リ之ヲ定ム
組合長一名副組合長三名世話係八名
役員ノ任期ハ各三年トス但シ任期満了ノトキト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フ
- 第十條 組合長ハ組合ニ関スル一切ノ事務ヲ総理ス副組合長ハ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 第十一條 第三條ノ区域ニ住所ヲ有スル農業者ニシテ新ニケ且其ノ年度迄ノ各組合員貯穀類相当スル穀類ヲ納付スルコトヲ要ス前項穀類ノ納付期間ハ五箇年以内ノ範圍ニ於テ組合会ニ於テ之ヲ定ム
- 第十二條 組合員ハ左ノ事由ニ依リ脱退ス
一、脱退ノ届出
二、第三條ノ区域内ニ於ケル住所ノ喪失
三、死亡
四、除名
- 第十三條 前項第三項ノ場合ニ於テハ前組合員ノ相続人ハ第十二條ノ規約ニ拘ラス其ノ地位ヲ承継スルコトヲ得
- 第十四條 穀類ノ貸付ハ左ノ条件ニ依ルモノトス但シ特別ノ事由ニ依リ組合会ノ決議ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラス
貸付期日 毎年九月一日以後
貸付額 組合員一人初十俵以内(さら俵五斗レ)
利息 初一俵二付初二升
- 第十五條 貸付ヲ受ケントスル者ハ組合員二名以上ノ保証人ヲ立テ借用証書ヲ差出スベシ
- 第十六條 返済期日ニ弁済ヲ為サザルトキハ貸付穀類一俵ニ付一箇月五合ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ徴取スルモノトス但シ特別ノ事情アル場合ハ組合会ノ決議ニ依リ之ヲ減免スルコトシ得
- 第十七條 本組合ノ現金ハ郵便貯金、確実ナル銀行又ハ産業組合ニ預金スルモノトス
- 第十八條 組合会ハ組合長ヲ日時ヲ定メテ之ヲ収集ス組合会ノ議長ハ組合長之ニ当ル
- 第十九條 組合会ノ決議ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決スルモノトス
- 第二十條 本組合ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル一箇年トス
- 第二十一條 本組合ノ決算ハ毎年度組合会ノ決議ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ其ノ認定ニ付スルモノトス
- 第二十二條 本組合ハ別ニ定ムル規約ニ依リ報恩備荒田ヲ經營スルモノトス
一、貯穀基帳
二、寄託米台帳
三、貯金基帳
四、貯穀貸付基帳
五、其ノ他必要ナル帳簿
- 昭和十年五月三日組合總會ニ於テ設定ス
市野々下叶水郷倉組合
組合長 加藤梅次
副組合長 高橋長太郎
世話係 加藤芳太郎
同 加藤龜久弥
同 加藤藤太郎

同	高井新一		
同	加藤猶太		
同	前田儀蔵		
同	渡部安太郎		
同	渡部栄次郎		
同	渡部欽太郎		
組合員（市野々）			
加藤今朝次	伊藤丈吉	加藤英輔	加藤林之助
加藤芳太郎	高井新一	高井源次	加藤藤太郎
加藤亀久弥	加藤富次	伊藤八郎	加藤常蔵
伊藤清作	加藤忠一	渡部雄之助	高井傳次
伊藤源次	高橋きわ	高橋与左工門	高橋眞
加藤梅次	加藤猶太	加藤丑蔵	高橋辰四郎
高橋栄吉			
組合員（下叶水）			
伊藤嘉助	佐藤虎之助	前田儀蔵	斎藤喜久次
高橋長太郎	小野熊太郎	渡部栄次郎	島貫賢道
高橋与太郎	丹弥助	渡部安太郎	野澤栄吉
渡部孝太郎	鈴木弼美	渡部欽太郎	前田徳太郎
渡部平次	高橋新吉	菅熊太郎	

●市野々の地名（小字名）

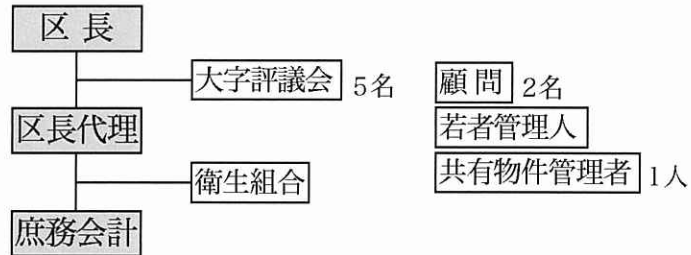
字城ノ口	じょうのくち	字十二ノ下	じゅうのにのした
字於米澤	およねざわ	字大金沢	かねざわ
字横府野	よこほの	字小檀	くぼ（五戸）
字大平	おおひら	字十文字下	おだん
字入金澤	いりかねざわ	字野尻	じゅうもんじしたのじり
字幸畑澤	おばたけざわ	字野向	のむかい
字水上	みずかみ	字幸畑澤口	おばたけざわぐち
字廻渡	まわりと	字切通シ	きりどおし
字漆ノ平	うるしのだいら	字古川	ふるかわ
字帽子畑	ぼうしばたけ	字樽頭	たるがしら
字長畑壺	ながばたけいち	字樽頭上	たるがしらかみ
字長畑式	ながばたけに	字向原道下	むかいばらみちした
字柴ヘグリ	しばへぐり	字向原道上	むかいばらみちうえ
字オノ越	さいのこし		（壹戸）
字滝ノ澤	たきのさわ	字原外レ壺	はらはずれいち
字於米澤口	およねざわぐち	字原外レ式	はらはずれに
字山口	やまぐち	字小沢向	こざわむかい（貳戸）
字横府野式	よこほのに	字前田	まえだ
字大栗	おおぐり	字澤田	さわだ
	（茶屋があった）	字川端	かわばた
字南山田	みなみやまだ	字北田	きただ
字薮元	あざみはげ	字浦田	うらだ（三戸）
字小屋ノ平	こやのだいら	字寺ノ前	てらのまえ
字作道	つくりみち	字寺ノ浦	てらのうら
字老枚田	いちまいだ	字熊ノ前	くまのまえ（四戸）
字根掘沢	ねぶりがわ	字川前	かわまえ
字堰場	せきは（貳戸）	字西橋元	にしはしもと（壹戸）
字堀跨	ほりまたぎ（三戸）	字坂ノ下	さかのした
		字滝ノ沢二	たきのさわに

●下叶水の地名

字滝ノ下	たきのした	窪田二
字西又	にしまた	向田上
字小又	おまた	向田
字大西	おおにし	子持田
字数六十字	戸数二十一戸	向田下
		丸山
		泉西林
		滝ノ沢
		ビッキ沢
		水上沢
		大又沢
		胴体沢
		大松ヶ沢
		熊沢
		コモシシ沢
		小野野沢
		トコラハゲ沢
		窪田
		熊ノ前
		川原
		西前田
		東前田
		浦田
		小沢
		腰巻沢
		津舟
		大沢
		落合原
		松ヶ沢
		山ノ下
		水上
		宮ノ前
		寺前
		北原一
		城残し
		滝ノ沢
		明神原二
		明神原
		ヘツリ

市野々大字会組織図

大正2年当時

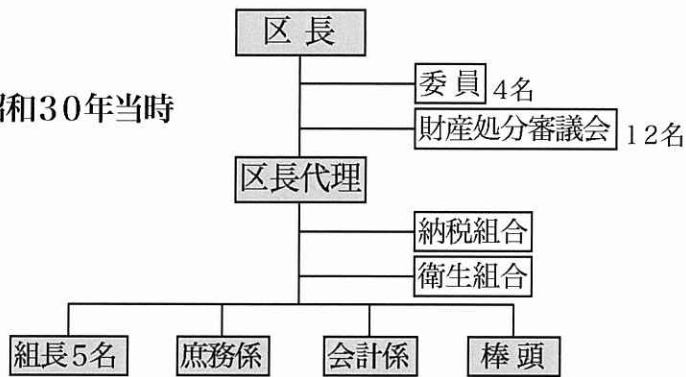


大橋板替工事委員
大正7年 4名

駐在所建築係員
大正10年 5名

市野々分教場改築工事係
昭和4年 6名

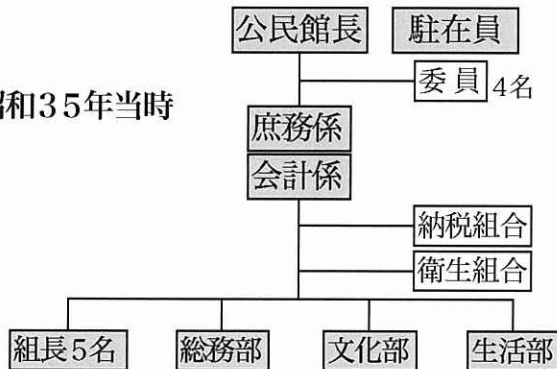
昭和30年当時



市野々製炭組合
大正14年

市野々森林保護会
大正11年

昭和35年当時



大橋板替工事費収支決算書

収入の部

一金 拾貳円九拾銭 郵便貯金戻入
 一金 百拾壹円五拾銭 郵便貯金戻入
 一金 五円八拾銭 みはつ第五四号
 一金 壹円也 貯金利息入り
 加藤徳五郎より
 栗の木代過払金入
 一金 八円貳拾五銭 大橋の古用材及
 び残木下代
 合計 金 百四拾壹円四拾五銭也
 支出の部
 一金 拾九円 栗の木代金
 一金 四拾円 大工日料支払
 一金 五拾円貳拾銭五厘 挽日料支払
 一金 拾八円四拾銭 元山の日料ノ高
 一金 参円四拾五銭 人夫料金
 一金 拾六円拾銭 釘代
 一金 貳拾八銭 總代
 一金 参拾五銭 釘の運賃
 一金 貳拾七円七拾貳銭 諸雜費
 合計 金 百七拾五円五拾銭五厘 以上
 収支差引 不足金参拾四円五銭五厘也
 右報告す
 大正七年十二月二十七日
 区長 加藤梅次

自市野々至箱の口 林道開設費収支決算書

収入の部

一金 百参拾四円貳拾四銭五厘
 惣高貳百六拾八円四拾九銭の半額
 一金 参拾円 工費箱の口より受取
 一金 拾円六拾貳銭 諸品払下代
 一金 参円也 人足欠夫料三人分
 合計 金 百七拾七円八拾六銭五厘
 右の内
 一金 拾壹円也 西鶴二丁 片鶴二丁代
 一金 参円九拾五銭 鶴はし修繕料
 一金 参拾貳銭 右運賃
 一金 拾参円八拾銭 火薬代
 一金 貳拾四円八拾四銭 諸雜費ノ高
 合計 金 四拾九円九拾壹銭也
 差引金 百貳拾七円九拾五銭五厘 残金
 右 報告す
 大正七年十二月二十七日
 区長 加藤梅次

高橋忠琢略歴

本籍

旧津川村大字市野々四六番地

嘉永 五年（一八五二）二月

旧津川村大字市野々五六番地、御城下町医師、高橋忠庵の嫡子として出生

慶応 二年（一八六六）十月

米沢市館山桑島房玄先生に師事し、内・外科洋方医学修行長

明治 四年（一八七二）十月

長崎に留学

明治 五年（一八七二）十月

置賜県病院薬局掛

明治 六年（一八七二）三月

東京府開拓使病院田村英俊先生に師事し、内・外科、洋方医学修行

明治 七年（一八七四）十二月

長野県信州長瀬病院回診掛兼薬局長

明治 八年（一八七五）十一月

大石沢に帰り洋法内外科医術開業

明治 九年（一八七六）五月

医業免許鑑札交付（洋第六九号）置賜県市野々で医術開業

明治 十年（一八七七）二月

西置賜郡医業組合理事

明治 十四年（一八八二）六月

津川村々々会議員初当選（町村制施行最初の選挙）

明治 十八年（一八九五）六月

津川村々々会議員再当選

明治 十九年（一八九六）十二月

衛生功勞受賞 山形県

明治 三十年（一九〇七）十二月

平素衛生上に尽力せるにより受賞 山形県

明治 三三年（一九〇〇）十二月

職務勉勵に付き受賞 津川村長

明治 三四年（一九〇二）二月

赤痢病予防功勞受賞 山形県

明治 三五年（一九〇二）八月

頌徳碑建設委員会が設置された委員長 遠藤良助 委員 岩崎孫蔵 外十七名

明治 三五年（一九〇三）五月

頌徳碑建立に二年を費やし五月竣工 総費用四八五円余は小国四ヶ村有志の寄附による

明治 三六年（一九〇三）五月

除幕式挙行 碑面揮毫は、前文部大臣衆議院議員 尾崎行雄先生の染筆である 参列者 一六一名余 参観者 五十名余

明治 四四年（一九一〇）十二月

山形県医師会理事

大正 七年（一九一八）十二月

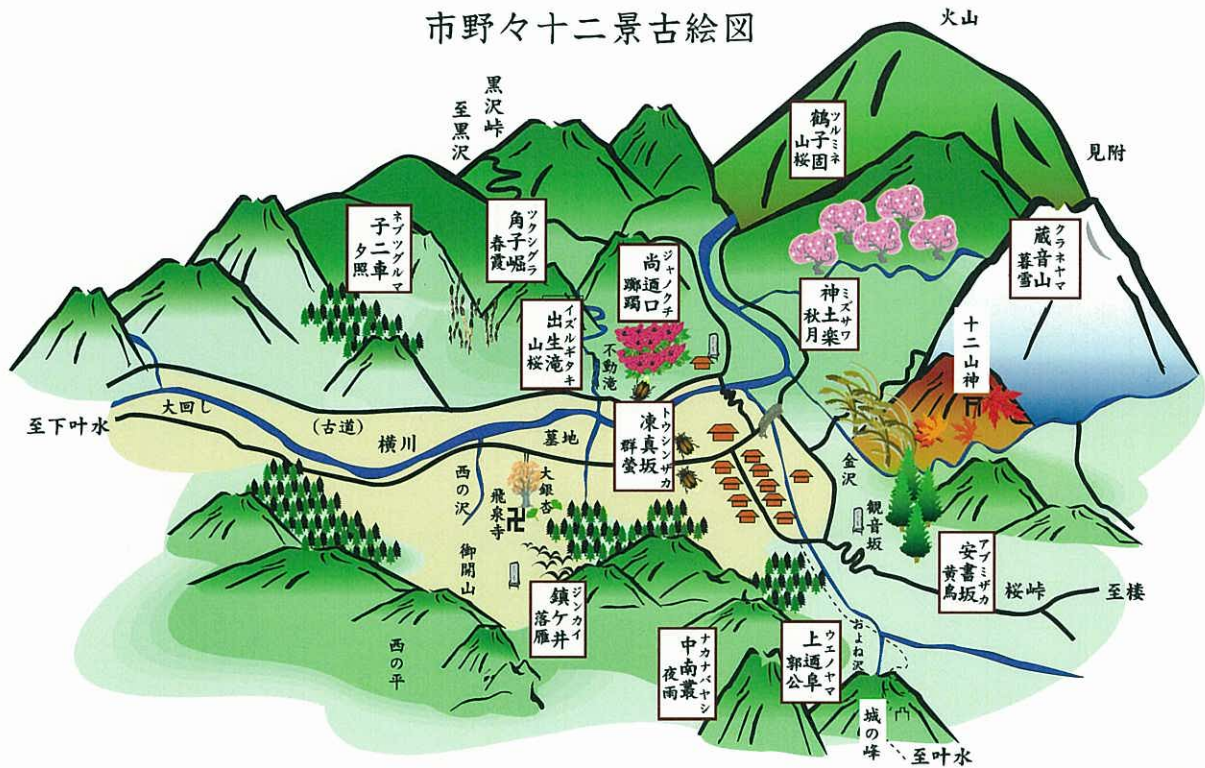
流行性感冒にかかり本籍地で死去（集落で大流行し、日夜治療につとめたが十数名死亡）

市野々分校の沿革

	校長先生	先生	男	女	計	あゆみ
明治						
6						叶水小学校下叶水済廣寺に創設
11			13	15	28	市野々分校設置、民家(加藤英吉宅)を借りる
12			13	16	29	
13			12	16	28	土尾に本校校舎建設、済廣寺より移転
14			11	13	24	
15			15	11	26	
16			14	11	25	
17			13	11	24	
18			13	10	23	飛泉寺の1室を借りる(4坪)
19			10	12	22	
20			12	12	24	分校を廃して教授所を置く
24			1		1	教授所を廃して市野々分校を設ける
25			1		1	
26		小池文蔵 丹隆太郎 朝岡紅	1		1	市野々分校校舎の新築(銀杏の下) 和風二層茅葺 15.5坪(155円)
27			4		4	
28			5		5	
29			6		6	
30			11		11	
31			8	1	9	
32	三須広太	高橋長太郎	9	1	10	
33	三須広太	高橋長太郎	10	2	12	
34	三須広太	高橋長太郎	9	2	11	
35	三須広太	高橋長太郎	6	3	9	
36	三須広太	高橋長太郎	7	3	10	
37	三須広太	高橋長太郎	8	2	10	
38	三須広太	佐藤儀惣次	6	2	8	
39	三須広太	伊藤国衛	5	4	9	
40	三須広太	新野冨藩	4	4	8	
41	三須広太	舟山ふじ	6	6	12	
42	三須広太	舟山せつ	6	7	13	
43	三須広太	舟山せつ	8	8	16	
44	三須広太	高夜哲	8	11	19	
45	三須広太	佐藤謙吉	10	10	20	
大正						
2	神居静之助	斎藤栄三郎	13	11	24	飛泉寺火災(2年3月2日)
3	神居静之助	東尚	14	11	25	オルガン購入(16円50銭、43年使用)
4	塩井精一	東尚	14	11	25	
5	塩井精一	西山栄一	16	11	27	
6	船山道太郎	安部徳太郎	18	9	27	
7	安倍末蔵	安部徳太郎	18	8	26	
8	安倍末蔵	安部徳太郎	18	9	27	
9	安倍末蔵	安部徳太郎	16	5	21	
10	高橋長太郎	安部徳太郎	15	5	20	
11	高橋長太郎	本間定治	18	7	25	
12	高橋長太郎	佐藤謙吉	17	7	24	
13	高橋長太郎	伊藤哲之助	14	8	22	
14	高橋長太郎	伊藤哲之助	16	9	25	叶水農業補習学校開始(12月1日)
15	高橋長太郎	伊藤哲之助	15	12	27	叶水尋常高等小学校市野々分教場と称す
昭和						
2	高橋長太郎	伊藤哲之助	15	15	30	
3	中山甚作	佐藤新太郎	13	13	26	補習学校(青年夜学校、女子部の併設)
4	卯月一治	横沢滋助・成田浩三郎	14	13	27	市野々分教場新築移転(グランド) 校舎新築和風二層木羽葺(24坪)建築費3,159円

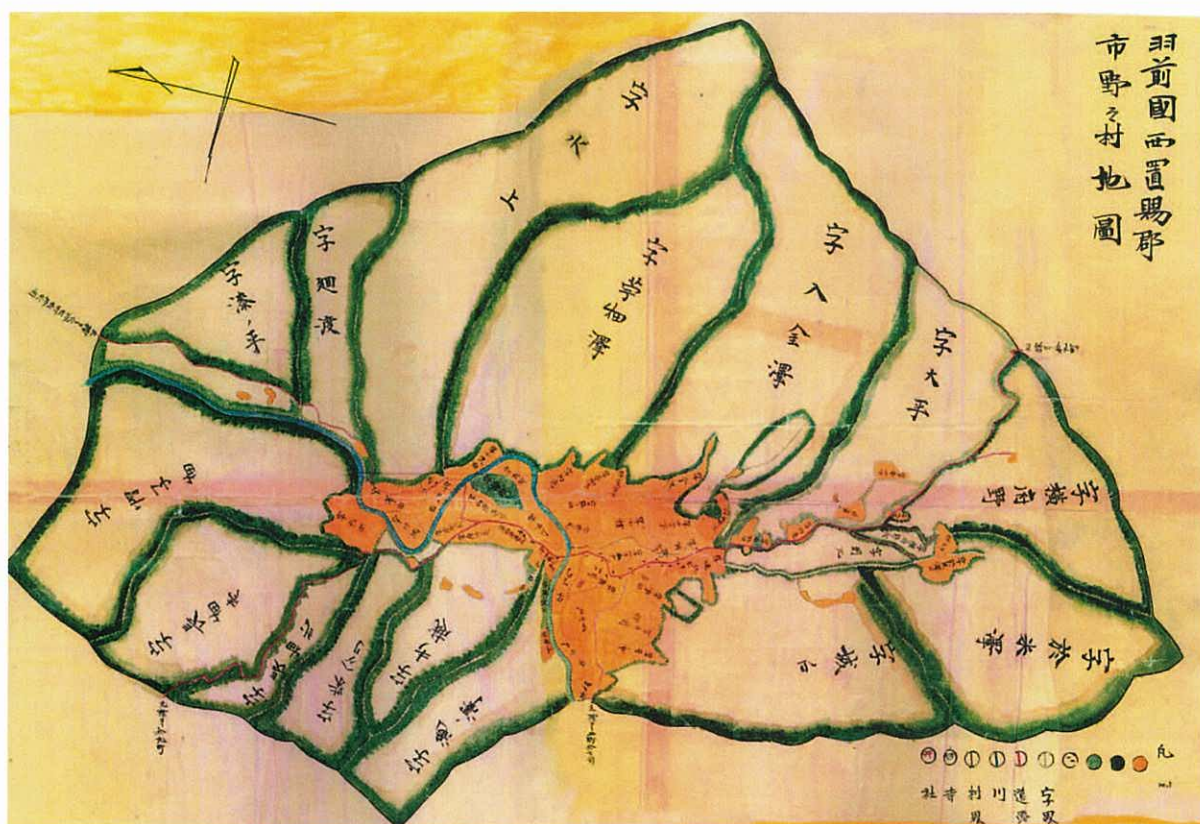
	校長先生	先生	男	女	計	あゆみ
昭和						
5	高橋忠雄	成田浩三郎	20	13	33	
6	高橋忠雄	白石克己	19	14	33	
7	長谷部憲吉	白石克己	20	17	37	
8	長谷部憲吉	新野慶・高橋正三郎	24	16	40	
9	長谷部憲吉	高橋正三郎	21	15	36	
10	菊池金弥	高橋正三郎	19	15	34	
11	菊池金弥	高橋善助	20	14	34	
12	近賀太郎	高橋善助	20	17	37	
13	近賀太郎	高橋善助	20	15	35	
14	近賀太郎	高橋善助	17	16	33	
15	長谷部憲吉	新野慶	17	14	31	
16	長谷部憲吉	渡部忠一	18	19	37	津川村水国民学校市野々分教場と称す
17	鈴木忠一	渡部忠一	15	19	34	西置賜郡複式授業研究会(分教会場)
18	鈴木忠一	渡部忠一	14	18	32	
19	鈴木忠一	衣袋栄吉	18	18	36	
20	鈴木忠一	渡部栄助	16	13	29	
21	鈴木留太	渡部栄助	14	15	29	
22	鈴木留太	佐藤六郎	19	13	32	津川村水小学校市野々分校と称す 校舎増築二階トタン葺
23	旭鶴太郎	佐藤六郎	19	12	31	
24	旭鶴太郎	渡部芳郎・中沢ふじ	16	14	30	
25	旭鶴太郎	中沢ふじ	13	17	30	
26	大富俊雄	青木孝三・中沢ふじ	14	20	34	水学校校歌制定、プランコ設置
27	大富俊雄	梅津茂・高橋初見	14	17	31	PTAの組織できる。放送設備が入る
28	清野正	梅津茂・高橋善助	12	18	30	西の沢水道工事(8月)
29	清野正	二馬一郎・曾根原セツ	13	21	34	第一回部落ぐるみ大運動会(10月26日)
30	清野正	二馬一郎・曾根原セツ	14	22	36	グラウンド拡張
31	木村敏男	二馬一郎・曾根原セツ	15	25	40	楽器購入寄贈(10月) 楽器披露音楽会(母親学級) 器楽講習会(小国郷18名招待) 土曜幼稚園開設(母親学級伊藤和子先生)
32	木村敏男	二馬一郎	13	20	33	
33	木村敏男	渡部昭二・樋の内トミ	22	19	41	
34	鈴木武雄	深瀬富子・田村愛子	23	20	43	御開山水道工事(6月1日) 新厩の使用35年1月1日より
35	鈴木武雄	渡部昭二・田村愛子	20	18	38	小国町立水小学校市野々分校と称す(8月1日)
36	鈴木武雄	渡部昭二・深瀬富子	21	18	39	
37	鈴木武雄	梅津和夫・中村哲(セキ)	24	17	41	
38	木島秀二	金子博太郎・石森文	21	19	40	
39	木島秀二	石森文・鈴木寛子	16	15	31	
40	木島秀二	金子博太郎・遠藤金夫 西川妙子	15	15	30	
41	藤田猛	渡部春男・小関なを	15	13	28	テレビ有線設備の設置(8月1日)、夏期六年生の本校通学
42	藤田猛	渡部春男・小関なを	11	8	19	
43	藤田猛	益田静江	6	6	12	校舎の移転(元東部支所へ・10月29日)
44	青木一	益田静江・仁科緑	5	6	11	同校舎の解体、グラウンド拡張
45	青木一	仁科緑・高橋絹子	5	7	12	杉の子文集第1号発行
46	今行雄	仁科緑・西谷礼子	3	4	7	
47	今行雄	西谷礼子・本多ゆり子	1	3	4	
48	今行雄	大場登茂子・本多ゆり子	2	2	4	
49	今行雄	塚原義一・斎藤京	3	3	6	
50	佐々木郁雄	斎藤京・加藤敬子	3	2	5	分校交歓会(6月・9月)
51	佐々木郁雄	斎藤京・石沢義江	2	3	5	
52	佐々木郁雄	小関なを・石沢義江	2	2	4	樋山洞くつ探訪(6月15日)
53	佐々木郁雄	小林正夫・斎藤民子 長谷部善四郎				市野々分校の歴史閉ず(54年3月31日) 杉の子第九号市野々のあゆみ合本、記念誌の発行

市野々十二景古絵図



参考文献

- 『ある山里の歴史 滝部落集団離村の記』
- 福盛吉之助 (財) 於坂世紀記念財団
- 『飯豊山麓 おぐにの伝承』 小国町企画開発課
- 『市野々分校のあゆみ』 小国町立町叶水小学校
- 市野々分校開校関係実行委員会
- 『小国郷川原角材の歴史』 (第二集) 伊藤昭男
- 『小国町史』 小国町史編集委員会 小国町
- 『小国町誌資料』 第二巻、第五巻 小国町教育委員会
- 『小国の交通』 小国町誌編集委員会 小国町
- 『小国の信仰』 小国町誌編集委員会 小国町
- 『小国の文化財』 小国町誌編集委員会 小国町
- 『小国の民俗風土記』 奥村幸雄 (財) 農村文化研究所
- 『小国町勢要覧』 小国町企画課
- 『蚕の民俗』 奥村幸雄
- 『叶水の教育』 小国町立叶水小学校
- 百周年記念事業実行委員会
- 『神に依り頼む』 基督教独立学園高等学校 五十年記念文集
- 『句集 津川』 田中龍峰
- 『広報おぐに 縮刷版』 第一巻 第二巻
- 小国町企画開発課
- 『自然との共生』
- 国土交通省北陸地方建設局 横川ダム工事事務所
- 『社会人類学年報 vol.4』 所収
- 『契約講の社会人類学的研究』
- 山形県西置賜郡小国町市野々・大石沢の事例』
- 高橋統一、清水浩昭、高尾公夫、松本誠一



東京都立大学 社会人類学会

『水源地域整備への提言―山形県小国町―』 先端山村研究所

『数字でみる小国町』 小国町企画課

『炭焼きの記録』
小国町立自沼小中学校

『津川の民俗』 奥村幸雄、武田正

『手わざの菜―手仕事をたずねて―』 奥村幸雄

『天白信仰調査覚書』 奥村幸雄

『天白信仰調査覚書監』
奥村幸雄

『東部地区のむらづくり』
東部地区振興協議会

『東進雜記』 古川古松軒

『日本奥地紀行』
イサベラ・バード

ふな文化の里 小国郷の民俗文化伝承記』

小国町老人クラブ連合会

『平成一〇年度 横川ダム風土工学検討業務報告書』

財団法人土木研究センター、風土工学研究所

『民俗夜話』 奥村幸雄

『横川ダム水源地域再建計画業務報告書』 小国町

「蘇る敷石道・越後街道黒沢峠の変遷を辿る。」

黒沢峠敷石道保存会

『歴史の道調査報告書 越後街道』
山形県教育委員会

財団法人山形県埋蔵文化財センター

『野向遺跡・市野々向原遺跡・千野遺跡 発掘調査報告書』

財団法人山形県埋蔵文化財センター

『飛泉寺跡遺跡発掘調査報告書』
財団法人山形県埋蔵文化財センター

市野々・下叶水歴史保存会

会 長	高井 朋次	横川ダム対策協議会 顧問
副会長	渡部 鍊太郎	横川ダム対策協議会 会長
委 員	高橋 郁造	横川ダム対策協議会 副会長
〃	小野 精一	小国町長
〃	伊藤 重広	東部地区駐在員連絡協議会 顧問
〃	齋藤 康男	小国町文化財調査委員会 会長
〃	今 正逸	小国町教育委員会 教育長
〃	五十嵐 晃	横川ダム工事事務所長
元委員	故高橋 安男	元横川ダム対策協議会 顧問
〃	渡部 博	元東部地区駐在員連絡協議会 顧問
〃	福盛 利栄	元小国町文化財調査委員会 副会長
〃	目黒 孝雄	元小国町教育委員会 教育長
〃	小菅 健三郎	元横川ダム工事事務所長
〃	清水 晃	元横川ダム工事事務所長
〃	七澤 馨	元横川ダム工事事務所長
〃	宮島 滋近	元横川ダム工事事務所長

横 川 ふるさとへの想い

平成20年11月発行

企 画	小国町
監 修	市野々・下叶水歴史保存会
発 行	社団法人 北陸建設弘済会
編集協力	国土交通省 横川ダム工事事務所
